

第六十三回 参議院建設委員会會議録第十一号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)
午前十時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大和 与一君
理事 上田 稔君
大森 久司君
奥村 悦造君
松本 英一君

委員

小山邦太郎君
斎藤 昇君
高橋文五郎君
塚田十一郎君
林田悠紀夫君
米田 正文君
田中 一君
松永 忠二君
二宮 文造君
宮崎 正義君
高山 恒雄君
春日 正一君

國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君
國務大臣 佐藤 一郎君

政府委員

経済企画庁長官 相澤 英之君
官房長 宮崎 仁君
経済企画庁総合開発局長 志村 清一君
建設大臣官房長 竹内 藤男君
建設省道路局長 義輪健二郎君
建設省住宅局長 大津留 温君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

説明員

経済企画庁総合開発局参事官 桜井 芳水君
法務省民事局第三課長 批紀田泰助君
建設省国土地理院長 原田 美道君

本日の会議に付した案件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(大阪市におけるガス爆発事故についての報告)
○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大和与一君) それではただいまから建設委員会を開会いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

大阪市におけるガス爆発事故について根本建設大臣から報告を聴取いたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) 今回の大阪における地下鉄工事に関連してガス爆発事故が発生しまして、多数の死傷者が出ましたことはまことに遺憾でございます。おなくなりになりました方々の冥福をお祈りするとともに、関係者の方々に對し深甚なる弔意を表します。なお負傷された方々に對しましては、すみやかなる御回復をお祈り申し上げます。心から御同情申し上げる次第でございます。詳細につきましては、この書類といたしましてお手元に差し上げておりますが、要点について私から御報告申し上げたいと思います。

爆発の起こった時期にちょうど私はソ連のノビコフ副首相一行の歓迎晩さん会が首相官邸で行な

われておりまして、ちょうど終わるころにその情報道路局長を通じてメモとして入りました。すぐに私はその場から現地向かおうと思いましたが、けれども、すでに飛行機の座席は満員であり、かつ、新幹線も出たあとで、行く手段がございません。すでに内閣からは所管の通産大臣が出発したということで、翌日の一番早い午前五時羽田発の国内航空で参りまして、直ちに飛行場から現場のすぐそばに設置されております大阪市の現場対策本部に参りまして、大阪市長並びにその部下であります土木局長あるいは関係の首脳部の人々から、その時点に至るまでの経過を報告いただきました。それからすぐに現場に行つたのでございまして、こちらで想像した以上の惨害の著しいのに、私も非常な衝動を受けた次第でございます。一応当局の機敏な措置によりまして、死傷者の方々の収容は片づいておりまして、そのためにもその凄惨な状況は目撃することはできなかったものでございます。事故の起こったガス管その他を私も確認したいと思つて入ろうと思いましたが、まだ危険であるから一切そのそばに行くことは禁止されておりました。したがって、ごく近くから見ただけであります。さらに十時から、警察、消防署を中心とする現場検証が始まるということで、しばらく時間を置かしまして、十一時から市の対策本部に関係者に集まっていたかまして、その時点でさらにいままでの経過を聞いたのでござい

ます。いろいろな詳しいことはここに書いてあります。が、そのときに私、報告を聞いて感じた所感を取りまとめ申しますという、数日前からガス会社あるいは市当局、建設現場の責任者等が、数次にわたつて現場の安全を確認をしているようにございまして。さらに当日も、現場でガスが漏れているのじゃないかということで検証したらしいので

すけれども、何でもないといつて帰つたあとのようでございます。それからすでに板橋の事件等がありましたので、建設省といたしましては、道路局長名をもつて相当こまかい指示を与えておりました。地下工事についてはこれこれのことをなせと、こういう協議をせよということをやつておりましたが、それは一応形の上では実行されているのでございます。にもかかわらずあいつ事件が起こつていふところから見れば、私は根本的にこの原因を究明すべきであると感じまして、私は十一時半ごろに関係者に集まっていたときに、特にこれは建設大臣としてよりも政府を代表した國務大臣としての発言であるから、その承知していただきたいということで申し上げたことがある。あれだけの犠牲者が出たために、補償問題で非常に関係者がややとすれば責任転嫁をすることによって補償上の責任を回避するという感情が出がらでございまして、その問題に一切心わすれられることなく、まず原因の究明は徹底的に科学的にこれはやつてほしい。そうでなければこれから各都市で市街地再開発やあるいは地下工事その他の工事をする場合に、原因不明のままこういうものが出るということは、これは非常に危険なことである、徹底的にこれは究明してほしい、ということをお願い申し上げておきました。経過までその対策本部でいろいろ意見を聞いたけれども、まだ具体的な原因の究明がなかったもので、いずれこれは徹底的に専門家の方々の意見を聞いてやつてもらふということで、一応その日の二時ぐらいの飛行機でこっへ帰りまして、それから総理並びに関係閣僚に報告し、そのまゝ参議院の予算委員会に入りまして報告をしたというところでござい

第一に、一応工事現場における形式上の管理は良好であるけれども、しかし、こういう事件が起ったことは、何かいままでも指示したことだけでは足りない点があるであらうから、この点は建設省も通産省も厳正に反省すべきである。虚心たんに反省して、原因究明については全く虚心たにかない気持ちで原因究明に当たるべきであるといふことである。それから建設省といふことは、いままでの法令、通達、許可条件は一応再検討して見る必要がある。いままでよかったといふことだけでこれは安心できないから再検討を命じたことである。それからもう一つは、この地下工事については起業者に工法をゆだねておきまして、ただ条件つきでこういうこと、こういうことを注意せよといふだけではいけないのじゃないか、今後はああいう都心などで非常に埋設物の多いようなところでは、場合によつてはこれは関係省と協議の上工法を指定すべきではないか。たとえばシールド工法的な工法でやると、こういう条件で許可するといふことも検討すべきではないか。あるいはまたシールド工法が実質上できないといふときには、ガス管は他に移動して、しかる後工事をやれといふふうに、嚴重なひとつ条件つきといふことも考えるべきではないかといふ提言をいたしております。

それからまた通産省に對しましては、ガス管のジョイント部分について密接に、こうやってやればよいといふことではなくて、ジョイント部分には二重にでも私は被覆しておいて、もし漏れた場合でもそれ大きく出ないようなことを考えていいではないか。

それからもう一つは、今度行つて私は初めて知つたものでございますが、ガス漏れがあつた場合にもすぐに止められないんですね。何か圧力の関係で風船みたいなものをそばにつけて、圧力を減退させながらとめるということなんだそうです。そうしないとかえつて圧力が急に変わったために爆発事故が出てくる、そういうことがいままでもわかつておるならばそれを改良する方法をやら

なかつたのか。当日私が行つて聞いたところによると、三時間以上かかっているんですね、このパイプを遮断するのに。その間ほとんど出るからあつたふうな災害になつた。これについては私は徹底的に究明して、すみやかにパイプを遮断する方法を講ずべきである、技術開発をすべきである。それからもう一つは自動検知方法を開発すべきである。現在では炭鉱などではかなり科学的な自動検知器といふようなものがあつて、それもやつていいじゃないか、これもおくれているんじゃないかといふ感じがしました。

その次に、これは警察に對して私は要望したのでございますが、今度の犠牲者は工事関係者はごくわずか、たしか三名か四名のはずです。数百名の死傷された方々は全部といつてもいいほどの地域の住民よりも通行者がそこに集まつてきて、見ておるうちにやられた。これはおそらく火が燃えているのにひかれて行つたといふことであつて、ガス爆発があつたおそろしいものだといふことを、警察もあるいは一般住民も知らなかつたために、制止したにもかかわらず、もうずつと来てしまつて、そのうちに爆発した。こういう状況から見れば、ガス漏れ事件についてはまず何よりも避難命令を先にださせる。現場には絶対に近寄らせないような方策を講ずる、そしてから措置といふことをやらなければ、都会地においては非常に災害が起るような気がする、こういうことを閣議で発言をいたしまして、そのした点を含んで対策本部で検討するといふこと、今日までほとんど引き続いて検討し、新聞等で発表しているような対策を講じた、こういう状況でございます。

はなはだ簡単でございますが、詳細につきましては一応書類で差し上げておりますので、これで御了承のほどをお願いいたします。

○委員長(大和与一君) 次に、前回に引き続き建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

まず、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。根本大臣。

○國務大臣(根本龍太郎君) 前回松永委員が御質問なされました件につきまして、政府の統一見解を申し上げます。

建築基準法第九十四条の規定によりまして、建設審査会に不服申し立てを行なうことができる者の範囲は、一、確認、許可等の申請をした者で、それに対して受けた処分不服がある者、二、確認、許可等の申請をした者で、相当の期間が経過したにもかかわらず、何らの処分も受けていない者、三、違法または不当の確認、許可、命令等の処分によつて権利または利益を侵害された者とされております。

現行法上、一般的に不服申し立て制度は、行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に當たる行為によつて権利利益の侵害を受けた者に対してその救済の道を開いたものであります。行政庁が何らかの処分をしないことに対して不服を申し立てることは、法令に基づく申請に対し、処分をすべきにかかわらずこれをしない場合に限つて認められているのであります。行政庁に対して是正命令等の監督処分をするよう求めて不服申し立てをするのは、現行制度のもとでは認められておらないのでございます。

しかしながら建築基準法は、良好な住環境を保持して住民の利益を守ることを本来の目的とするものでありますので、御指摘のように、違反建築物により被害をこうむつた者を救済すること、は、きわめて重要な課題であります。特定行政庁は、住民からの違反の通報があれば、これを積極的に受け入れ、これに對して相當の措置をすみやかに講ずることが大切であるといふまでもありません。従前においては執行体制が不備でありましたために、この点がきわめて不十分であつたことははなはだ遺憾であり、十分反省しているところでございます。

行体制をも強化整備をいたした今回の法改正を機といたしまして、特に常習的、計画的な建て売り業者等の悪質な違反に重点を置いて違反対策を徹底的に推進する所存であります。住民からの違反の情報提供に對しては、すみやかに相當の措置をとるよう都道府県知事を十分指導する決意であります。

また、行政庁に監督処分するよう求めて不服申し立てをする道を開くことは、わが国の在來の法制には見られない新たな制度を創設することであり、建築行政のみならず、他の行政に關する不服申し立て制度に關連する問題でありますので、その方法、実効性等について時間をいたして十分研究してまいりたいと考えておる次第でございます。

○松永忠二君 いまの大臣の御見解について一、二確めておきたいと思つておりますが、第三の、違法または不当な確認、許可、命令等の処分によつて権利または利益を侵害された者、この者はその違法または不当な確認、許可、命令等を受けて、被害を受けた者が不服を申し立てることができるといふこと、つまり、そういうふうな不当な確認、許可、命令等の処分によつて被害を受けたと、こう考えた者もまた不服を申し立てることができるといふこと、この点をまず私は承つておきたいと思つております。

○政府委員(大津留温君) 違法または不当の処分を受けたと考える場合はそういうことができません。本人がそういう違法または不当と考へまして、その理由を添えて不服の申し立てができる、こういうふうなことを考へております。

○松永忠二君 わかりました。したがつて、いまのお話で、被害を受けたと考へてその隣人がその不当な処分に対して不服を申し立てることができるといふことが明確になつたわけでありまして、それから次に、違反建築物による被害をこうむつた者を救済することは、きわめて重要な課題であります。したがつて特定の行政庁が停止を

させあるいは移転を命ずる、そういうことに對してそれを十分に実行しない、まあそういう意味の不作爲という行為、それからまた停止をしない、または取りこわしなさい、こう言われているのにその御本人がそういう命令に對して不作爲の義務を実行しなかつた、そのために隣人が被害を受ける——隣人の受ける被害の中には二つの不作爲の場合があると思うんですね。こういうことによつて被害を受ける者が相当ある。またはこれを救済をしなければできないという、こういうお考え方を持っておられると思うのでありますが、これに御異存はありませんか。

○政府委員(大津留温君) そのとおりに考えております。

○松永忠二君 そうすると、そういうふうな被害者に対する救済の道というのは、現状をもつてすると、行政不服審査法に基づいてその審査を請求はできない。したがつて民法に基づいて民事訴訟等で訴えを出していく以外にはない。しかし民事訴訟法の訴えというのは、非常に損害というものを中心にして考えられる措置である。また訴訟の費用も自分で負担しなければできない。あるいはまたその判決が出たとしても、建築基準法としての制約というものがそこに生まれてこないというところから、民法や民事訴訟法に基づくものだけでは不十分である。そういうものを救済するのには不十分であるということについては御認識があると思うのでありますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大津留温君) 先ほどの大臣の答弁にありましたように、特定行政庁が御指摘のように監督処分をするやかにやる、またはそれを実行させるということが、その被害を受けた人を救済する第一の道だと考えます。そこで、先ほど答弁にありましたように、特定行政庁をしてそれを確実に実行させるように指導するという大臣の意向の表明があつたわけでございますが、それと合せていいますか、それを補う意味におきまして、いまおっしゃつた民事訴訟による損害の賠償という、あるいは権利の回復という道がございます。

この両方が両方相補つて救済の万全を期し得るのではないかと、こう考えております。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま局長から説明いたしましたがね、松永さんが御指摘されたことが非常に私は重大だと思ふんです。そのために訴訟でやるというところは、これは実質上もうたいへん迷惑をかけるということでございますから、今日までいろいろ監督する者がいなかったり、あるいはまたその体制が弱体であるためにこういうことが頻発しておりますので、今度の基準法改正によりまして執行体制が強化されることによつて、そういうような不当なものをどんどんどんどん是正命令を出させる、執行させる、できないものに對しては代執行するのだというふうな積極的な行政措置でこれは解決すべきであるという点、特に御了承していただきたい。それをしなすおかつというふうなことはおそれないと思ひますけれども、そこでまた問題になつてくればこれは訴訟になるけれども、それは民事訴訟だ。けれども、それは、私はそこまですぐにこれは行政処分としてそのしたものを、被害者を救済してやるといふことがたてまえである、こういうふうな御理解していただきたいと存する次第でございます。

○松永忠二君 私はいまのことについて、もうちょっとあとで質問いたしますので、その前段階として私が申していたように、いわゆる行政不服法でも不作爲というのを、単に本人に關係するだけではない、隣人が、行政庁が行政庁が不作爲であつたり、あるいは行政庁が出した命令に對して義務を履行しないために受ける隣人の不服も当然取り上げていくべき筋合いのものである。しかし現在の法律では、当人の処分についての不作爲はできるけれども、隣人が不作爲を受けてそれによる被害については、救済の法律ではない。したがつて、この前話したことは、九十四条の一部を削除したとらうだという意見も申し上げた、あるいは建築基準法に少し文言を加えたらどうか、という実は具体的な提案もある。しかし、これらの提案も、

現状の法体系から見ると、なかなか容易に基準法だけでそれを処理することは困難であるということとは、われわれも考えておるわけなんです。しかし、これでいいという筋合いのものではない。やはりここに法的に欠陥というのか、不備な点があるというところを認めるのが認めないのか、ということとは私は聞いてゐるわけなんです。この点については、やはりなお不備があるというふうに考えておられるかどうか、これを聞いてゐるわけです。

○国務大臣(根本龍太郎君) そのためにこれは問題がある。しかしながら現在のわが国の法体系においてにわかにこのことに非常に問題があるの、そこでこれは社会情勢も變つてきて直接の作為、不作爲に基づいて権利あるいは利益を侵害されたものでなく、このごろは非常に隣人による行為が大きな人権を侵害する結果になるという実情から見て、全体としてこれは考えるべきであらうという私は考えを持っておるのではありません。そのためにこれについては、法律の専門家の皆さんの御協力を得て、何らかの方策をここで考えなければならぬじゃないか。そのためには時間をいただいて、これは内閣全体として研究課題として今後十分に慎重に考慮すべきである、この意味において最後に申し上げた次第でございます。

○松永忠二君 その点については、この前話しましたように、単に建築基準法の關係だけではない、現に、現に諸外国ではこういう権利を認めて、現に油田の開発を許可したことに對する被害を受けた者がこの訴訟の不服の申し立てをしてゐるという、将来どうしてもこの問題については、日本でも解決をしなければできない問題である。したがつて、いま直ちにこれを解決するということ、これは要求をしてゐるわけじゃないけれども、これは単なることばで検討するとか時間をかしてほしとかいふことではなくて、やはりここに一つの問題の点がある。これをやはり是正をする努力をすべきだといふこの御熱意を、やはり私は大臣の口からお聞きをしたい、そういうことで私は申し

上げた。この点については、大臣もいまさうおっしゃつておられますので、ぜひ單なることばでなしに、ひとつ実効をあげていただきたい。

そこで、法律的には規制ができない現状において、しかもその必要があると認定をするならば、ここに初めて何を一体やるのかという問題だと私は思ふ。そこでそこを書いてあることは、この見解の中には「住民からの違反の情報提供に對してはすみやかに相當の措置をとるよう都道府県知事を十分指導する決意であります」というふううに書かれてあるわけでありまして、そこで、その点について私は、一つは、たとえば不服を申し立ててきた者に対して受理する機関が必要ではないか。この機関を、あるいは建築審査会という窓口を利用するのか、あるいは建築課の中にそういう係を設定して、その窓口を明確にするのか。とにかくその窓口を明らかにしないといふところに、実は何回言つていってもそれをやらぬ。この前、竹内さんの例を私申し上げましたが、電話でも、何回本人が行つても、それから来て、来てみて、これは違反ですといふことを言つて、隣の人に言つても、それでもまだ実行できない。またその前段階で、何回言つても出てこない。出てきたかと思へば、これはもう柱が建つちやうであるからと、こうなつてしまふ。こういうことであるので、これはやはり、そのほかにも不服の申し立てをして、たとえば三月月すっぽかしておるといふ事例もこれはあるの、そういう処理をする機関というものをやはり明確にしていかなければいけないのじゃないか。それからまたこの前住宅局長は、建築審査会には建議をする権利があるから、この建議という中でそういう問題については適当に行政機関に建議をするという方法もある、こういうことを申されたわけでありまして、いずれにいたしましても、こういうことについて明確にしていけといふことを、つまり都道府県知事に次官通達を出すというふうな、そういう具体的な措置をするのか、ただ決意を言つてゐるだけなの

か、この点について具体的にどうするか、法律上には手がつけれない、しかしそういうことによつて被害を受けた事実はあるといふことは認めておいて、そういう具体例が幾つもあるといふことになれば、そうならないために一生懸命行政指導いたします、こう言つてみたところ、いままでそれがいふふんできなかつた事実から考へてみると、そういう人はここに来ないといふ、ここに来ればさう取り上げますと、そういうことを明確にするような機関なりその窓口を明確にすると同時に、いわゆる建築審査会は正式なあれでないとしても、これを建築するといふという具体的な措置をすべきだ、そうしてこういう救済措置を必ずやれといふような県知事に対しての通達を出す考えがあるかないか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(大津留温君) 建築監視員という制度も新たに設けました、またそういう建築監視員を全国で約千五百名程度任命いたしまして違反の取り締まりに専従させるという考えでございますので、いま先生のおっしゃつたように、外部からのそういう情報提供に對しましては、窓口を明確にいたしましたして、それを直ちに調べて監視員に通報して、現場に行つて是正の措置をとらせるといふことを、次官通牒等で徹底させる考えでございます。

なお、現在あります建築審査会を何らかの形でその情報提供の場合には利用する方法はないかという御質問に對しましては、先ほど申しましたような形で、審査会もこの是正に一役買つていただく、こういう考えでございます。

○松永忠二君 それじゃもうこれで質問終わりますが、いま言われたことを明確にひとつ通達を出していただきたいと思います。

大臣には最後にさつき前段で申しました法的な整備の問題について、大臣の明確な御答弁をいただいて私の質問を終わります。

うように今後関係方面と連絡の上、何らかのこれが救済のための立法措置について、真剣に前向きでこれを進めるようにいたしたいと考えております。

○田中一君 いま松永委員の質問ですが、局長は建築審査会を何とか役目を広めるとか、あるいは一つの方途を見つけて出してそれらの問題を受ける考え方を持っているという発言があったのが一つと、それからいま松永委員の質問の中に、隣人という言葉を使っているんですけれども、隣人という被害を受けることが中心になつていふようなんです。また先ほど通報といふことも局長の口から出るけれども、通報人としての隣人じゃなくて、有形のものばかりが被害じゃないんです。無形の被害もあるわけなんです。したがつて被害といふものを広義に解釈するならば、不服申し立ての理由にはなると思ふのです。したがつてその辺を明確にしないと、建築基準法という法律は国民の生活の内部へ落し込んでいけるものなんです。特定な人たちがこれによつて規制されるというものでなくして、常にわれわれの身辺に漂つていふ問題なんです。したがつて有形無形、ともに受ける損害といふものは損害であるはずなんです。その場合には、不服申し立てができるということに解釈できるんだらうと思ひますが、ただ単に裁判裁判だけで問題を解決するといふ考え方は、これは窮極の問題であつて、非常にその場限りの答弁のように受け取れるから、その点は明確にしなければいかぬと思ふ。それは遠慮は要りません、法規に許す範囲。しかしこの法規になお不備があるならば、不備は行政指導でどういふ方向にいけますかといふことでなければ困ると思ふのです。したがつて少しきどいけれども、その点は明確にしておいていただきたいと思います。

そしてもう一つの問題は、形にあらわれない損害といふものに対するいままでの不服申し立てに對する判決例でもあつたかどうかといふことを、ひとつ伺つておきます。

それから行政上の問題は、これは全く今日では建築という行為が、無審察的に何らの取り締まりなくして行なわれておる事実は、われわれが常に新聞ばかりじゃない、われわれの地域社会においても見受ける問題なんです。これはもうどこまで法に示されている権限で十分取り締まらなければならぬことは当然です。いま聞いてみると、何回か来てくれといふことを言つても、これは確かに不正工事であるけれども、結局はしかたがないといふようなところに落ちつくといふことは、これは今日この法律を改正する以上、単なる建築監視員でなく、建築主事といふものじゃなくて、行政の長が一切の責任を負ふといふようなことを通達しなければならぬ、指導しなきゃならぬと思ふんですが、その点ひとつあわせて答弁願ひたい。

○政府委員(大津留温君) 特定行政庁に違反の事実を指摘されてこれの是正を求められる、そういうことがなされる方は、隣人の方もございまして、うし、あるいは一般の方もございまして、その有形無形の被害を受けられた方、受けられない方を問ひません。

それから、建築審査会をそういう違反取り締まりに一役買つていただいたらどうかといふことは、現在、先ほど松永先生がおっしゃいましたように、本来審査会といふのは、いろいろ許可の場合の同意とかいふ本来の任務を持っておりますけれども、あわせて特定行政庁に建議するといふ機能もございしますので、その一環として、取り締まりについて一般的に建議するといふ形で関与したらどうかといふことでございます。

なお、取り締まりは申すまでもなく特定行政庁の長である知事、市長の責任でございますから、知事、市長がその気になつて部下を督励指導して、違反の絶滅を期するといふことは申すまでもないことでございます。

○春日正一君 いま問題になつて建築基準法の改正案について、幾つか具体的な問題でお聞きしたいと思ひます。

ね、これの適用についてお伺ひしますけれども、第一種住居専用地域、これは低層住宅にかゝる良好な住宅環境を保持する地域、第二種住居専用地域、中高層にかゝる良好な住宅環境を保持する地域、それから住居地域、住宅環境を保持する地域、近隣商業地域云々と、こうなつてます。こうずつと八つありますけれども、この改正で、いままでの用途地域、地区の指定を大幅に変更するようになつてまいりますか。

○政府委員(大津留温君) 従来の四つの地域が八つになりますけれども、まあ現行の住居地域がいれば第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、それと一般の住居地域という三つに分かれる。それから商業地域が、近隣商業地域と商業地域に分かれる、工業地域が、工業地域と工業専用地域にいわば分かれるといふことでございまして、その基本的には全然別のものであるといふことはございせんが、在来の地域指定がその後の社会情勢の変化に応じて現状のままではいかどうかといふことをこの際あわせて検討いたしまして、新しい八つの地域のいずれかに指定するといふことになろうと思ひます。

○春日正一君 もう少し具体的にお聞きしますけれども、たとえば、東京二十三区の外周部ですね。ここには緑地地区が廃止される。そうするとそれはどういふ地域になるのか。また空地地区といふようなものがあつたわけですね。これはどういふ地域になるのか。

○政府委員(大津留温君) 東京の場合緑地地区といふのがありましたが、これは去年でしたか、すでに廃止されました、かわつて住居地域に指定されておると思ひます。それから空地地区という制度が今度はなくなりますが、この新しい第一種住居専用地域につきましても、容積率が五〇%から始まつて六〇、八〇、一〇〇、一五〇、二〇〇といふふうに六段階階級けております。したがいまして空地地区がなくなりますが、ただいま申しましたそれに相応する容積率のところは一応は格づけされるのじゃなからうかと推測します。

れども、先ほど申しましたように、その後の情勢の変化等をよく見きわめまして、また今後の都市の発展状況を見込みまして、新たな観点から指定することになろうと思ひます。

○春日正一君　そこらが一歩問題になるところだろと思うのですよ。つまり都市の発展、あるいは都市計画そのものですね。そのものに基つてここを第一種、ここを第二種、ここを住居地域というふうな形で指定していく。だからいままで住居専用地区では第一種、第二種、第三種というふうな高さの最高限度をきめた高度地区というふうなものがあったわけですが、今度の第一種住宅専用地域、第二種住宅専用地域というふうになつてくると、こういうものの関係はどういうふうにしていくかということですね。

○政府委員(大津留温君)　この高度地区一種、二種、三種というのは東京都だけで独特にやつているやり方でございますけれども、今回は御承知のように第一種住居専用地域は高さが一応十メートルというところで一律に押えます。したがひまして現在の東京都の高度の一種というのは高さが十メートル、それから北側の斜線制限が加わるということでございますので、今回のわれわれの改正案でも、高さが十メートルで、北側の斜線制限が五メートルプラス一分の一・二五の斜線制限がある。それから第二種高度地区は十メートルの高度だけでございまして、これは新しい改正案の第一種住居専用地域にこれがなりますと、北側斜線が新たに加わるということになります。それから第三種高度地区は高さが二十メートルで、それに十メートルの立ち上がりになつておりますので、斜線が加わるということになつておりますので、おそろくこの三種高度地区は第二種住居専用地域になるか、あるいは一般の住居地域になるか、そういうことに地域の状況に応じて指定されるだらうと思ひます。

○春日正一君　結局、住居地域というのは、いままである既成市街地ですね、ここではだんだん縮小されて、外へ広がっていくというふうなふうには考えられませんか。

○政府委員(大津留温君)　一般的な傾向といひますか、都市の発展の形態からいひまして、おっしゃるような傾向がなきにしもあらずだと思ひますけれども、具体的にはやはりその地域地域の状況に応じて、また将来の動向を見て全体の都市計画の一環としてきめられるということでございますから、一がいにくいう都市部だからどうだとか、郊外部だからどうだというふうに一がいにはきめられないと思ひます。

○春日正一君　そこでまあこれきめるのは東京都なりあるいは県、市、そういうところで都市計画として指定していくわけですから、建設省の局長に聞いても正確にはもちろん答えられないだろうと思ひますけれども、しかしこの法律を審議する上で、どの辺が大体どういふことになるのかというところが一応頭の中にあると、この条文が適当であるかどうかというこの判断がつかないわけですね。そこで東京の場合ですね、一体第一種住居専用地域といつたらどの辺がこれに該当するものといふふうにお考えになるのか、第二種住居専用地域といつたら大体どの辺を考へておいでなのか。東京都が直接やることですから正確なことはもちろん無理と思ひますけれども、しかしまあ大体常識的に考え、あなたの方のいままでの経験から見てですね、この辺がこういうものと考えてよからうというふうなことをね、イメージをひとつ示してほしいのですが。

○政府委員(大津留温君)　おっしゃる通りに、東京都の場合は東京都知事が都市計画としてきめるわけでございますが、まあ一応私どもがこういうところは第一種住居専用地域に指定されるのじゃなかろうかと思ひますのは、その地域の性格に対応いたしまして、低層住宅地区として良好な環境を維持するのがふさわしい地区。まあ実例として言へば、たとえば世田谷区の成城町、大田区の久ヶ原町などは、そういうことになるのじゃなかろうかと思ひます。第二種住居専用地域は、御案内のとおり中高層住宅地として、良好な環境を維持

しようとして、こういうことでございしますので、すでに相当この高層アパートの進出が著しくて、その地域の交通の便その他から申しまして都市の高度利用がはかられてしまふところ、たとえば原宿駅の周辺であるとか港区の白金町というふうなところがそういうことになるのじゃなかろうかと思ひます。

○春日正一君　まあ地域として見れば、まあ環七の内側ぐらゐは東京の都市建設として見てですね、高層のものにしていくと、それからだんだん外へ拡幅していくというふうなふうな聞いておるのですけれども、大体そういうふうなことになるのでいいですか。

○政府委員(大津留温君)　まあ一般的な原則論といたしましては、おっしゃる通りにまあ中心部が高く、郊外にいくに従つて低層になるという形だと思ひますが、まあやはり場所によりまして、高層地区として開発するのがふさわしいという場所もございまして、具体的にはそういうところも出てくるかと思ひます。

○春日正一君　そこで第二種住居専用地域あるいはまあ住居地域はもうろんですけれども、中高層の住宅の専用の地域に指定ということで指定されるわけですが、当然こういうところで指定されるわけですが、まあなんなり高いものが建てば、それに伴つて日照が侵されるとかあるいは最近問題になつてくるビルの風の風の問題ですね。風害とかテレビの障害とかいろいろまあビル公害といわれるものが激しくなつてくると思ひますけれども、こういうものについてどういふふうな考えまたどういふふうな対策をとられるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(大津留温君)　日照は住生活の上で非常に大事な要素だと思ひます。したがひまして、住宅におきましてはできるだけ日照が確保されるように配慮するべきだと思ひますが、一面、この都市におきまして土地の高度利用ということの要請も非常に強いものでございまして、そこで今回の法改正で低層住宅地として、環境を保持しよう

といふところにはそういう高層の住宅を認めない。十メートルをこえる建物は認めないといふたてまえでそういうものを保護していきたい。またここは中高層の住宅地域だといふことでできるだけ高層化をはかっていくという場所を指定したい。また商業地域になりますと、日照ということはいはれほど重要性を持たなくなりますので、やはり高度利用して土地を有効に使用するという要素が強くなるかと思ひます。そこで今回の法改正におきましては、ただいま申しましたように、一種、二種の住居専用地域を指定するほか、それらの地域におきましては、北側斜線制限を設けまして、日照を最低限確保するようにしたいと、こういう考えでございまして。

○春日正一君　まあ一種は問題になりませんわね。しかし二種あるいは住居地域ではないという問題が起つておる、この法律調べてみてそれをどう救つてやるというふうなものがない。むしろ合法的に建てられた建物が、大きな被害を生み出して、先ほど松永委員のほうからは、違反建築に對してどういふ救済をするかという問題が出されたのですけれども、私がここで問題にしたいと思ひるのは、この基準法に適法な建築が建てられたがゆゑに隣人が非常に大きな犠牲を受ける。これをどう救済するか、こういう問題です。そこでこの写真ひとつ見ていただきたいたのですがね、実例として、この具体的問題で話せば一番わかるのですが、一つは南青山二丁目二十九、南青山リハイムといふものがいま建築中で、ほぼ完成する、そういう段階にきております。これは地下一階地上十階、勤業不動産株式会社という会社がやつてゐるわけですが、これが北側ぎりぎりに、まあ民法でいう五センチだけあけて建てておる、私、去年行つて見ました、この建ててゐるときに、去年の現状はこれですわ、大臣も見えたが、ここが敷地ですね、これが被害を受けてゐるうちです。これは去年のまだ建ててゐない時期ですね、これはちよつとそばまで行つてみてこう

いう現状ですね、去年の現状は、これがことしの状態です。いまもうできておる、うちの間隔はこれだけです。底辺広げるとこれくらいいしかな、この間隔です。しかもここにすつと七階まででき上がっているのです。こうなっているから、この裏は真南に建てられている。さつき言ったようにもろに日陰になってしまふ、そういう状態になつていくわけですね。そのうち、私去年行ったときに聞いたのですけれども、二年前にだんなさんがなくなつて、奥さん一人で生活して、くといふので、わざわざ二階にして貸し間をして生活してきている。そこへいきなり敷地一ぱいいたつと掘り始められたのです。びつくりしていろいろ話してみたいけれども、これは適法だということ、ほとんど建てられてしまふ。ことし——つい先刻私行つてみたときには、その写真にあるようにすつと大きなものが建つて日陰になつた。そうすると間貸しするつたて借り手もなくなつてしまふ。売つたつたてもうそういうところの地価というものは買いたたかれてどうにもならぬ被害を受ける。しかも、それは直接すぐりしものところに私行つたのですが、高い建物ですから、まわりの日照に対しても相当大きな影響を与えているのです。これがいまの状態であつたら適法なのかどうなのか、この点ひとつ適法であるかどうかから聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(大津留温君) いま実例を出されまして、南青山二丁目の二十九番地、その場所は現在住宅地域で準防火地区、五種の容積地区、それから道路が交錯しております。角地という条件に該当する場所でございます。ただいまの建築計画は現行法に合った合法建築でございます。

○春日正一君 この辺は今度の基準法でいうと何地域になるというふうに予想されますか。それから容積率というふうなものはどういふふうになるでしょうか。

○政府委員(大津留温君) この場所が具体的に新しい指定でどうなるか明確なことはわかりませんが、おそろく地域の状況からいたしまして、住宅地域あるいは第二種住居専用地域、そのいずれかではなからうか、こういうふうに考えます。

○春日正一君 そうすると、住居地域に指定されれば北側斜線制限というものはありませんね。だから野方面に建てられる。それから第二種になつたとしても、七階ぐらゐまでは建ち上がつていつて、それから斜線になるということになるのじゃないですか。

○政府委員(大津留温君) 新しい住居地域は、御承知のように容積率は四〇〇%を限度としておりますので、現在の該当地は五種、五〇〇%でございます。それから、その点はちよつときつくなるかと思ひます。それからこれがかりに第二種住居専用地域になりました場合に、やはり容積率は最高で四〇〇%でございますが、北側斜線の制限は最高で四〇〇%の斜線制限は、たとえば五階建ての場合は境界線から約四メートル離すということになります。これが七階建ての場合には約八メートル離す、十階建ての場合には十メートル離すということになります。

○春日正一君 第二種になつてそれだけ、しかも現在ではすいぶん低いのが守られないということになるわけですね、真北になるところは、その後私今度行つて聞いてみたら、その隣りにまたマンションができる。そうすると、今度は、いまできるマンションに千二百万円かけて、下のほうに入る約束をしておいた人が、日陰にされると、その古い被害者と一緒になつて合つてほしいというふうな申し出があるというふうな話を聞いてききました。そうすると、これはきりもくなく起こるんです。そういうことが、これを補償するということを当然考えなければならぬのじゃないか。

私どもの考えでは、あの辺はおそろく住居地域になるだろうというふうに思ひます。あの周辺の道路の関係から見ると、そうすると、ほとんど保護なしでやられてしまふんですね。そういう問題があります。それからもう一つ実例を言いますと、これは高輪三丁目の第一生命住宅株式会社のマンション、これは地下一階地上七階、奥の土地は五

メートル高いところに物を建てるということになつて、これで建てられたら日陰になるから、十数軒が日陰にされるんですね。だからその五メートルほど下げてもいいが、二棟建てる、片方は五メートル下げたところに建つたらかなり緩和されるんですね。五メートル丘のほうに建てられると、非常に大きく日陰にされるから、五メートル下げてもいいかという話をしておつたのだけれども、それが下げるどころではなくて、会社ではさらにその敷地を広げて、大きく建てるということになつておるわけですね。こういうふうな問題が起つております。この用途地域は住居専用地区、準防火地区、第三種容積地区三〇〇%、第三種高度地区というふうになつておりますけれども、しかし、いまのような建て方で建てられると、十数軒の家が午後五時から西日を受けるだけになる。一日中全然日の当たらない家も出てくるということになるわけですね。現行法です。そういう七階建てというものは建てられることが適法なのかどうか、そういう問題ですね。

○政府委員(大津留温君) いま例にあげられました具体的な計画、実はよく承知しております。が、住居専用地区で容積率の三種、高度の三種というお話でございます。そうなりますと高さ二十メートルまでは建ちますので、約七階がぎりぎり建つことが可能です。容積が三種でございますから、容積の許す範囲内で七階ということであれば合法建築ということになります。

○春日正一君 そうすると、今度改正されるとどうなりますか。

○政府委員(大津留温君) おそろくそういう場所柄によりますが、第二種住居専用地区に指定されるのじゃないかと思ひます。もしそうなりますと、容積が四〇〇%になるか、三〇〇%になるかにもよりますが、新たな制限としては北側斜線制限というものが加わりまして、先ほど申しましたように、七階建て程度のものでございまして、少なくとも八メートル程度、北側の境界からバックし

なければならぬ、そういう制限を受けます。○春日正一君 そこでいまの問題ですね、七階建てでも、一つの棟は低いところだからそれほど被害は与えないけれども、もう片方は相当高い、土が高くなつていふんですね。だから、同じ七階でも、高いところに建てられると大きな被害を及ぼす、こういう場合にこの丘の上の敷地の高いほうは、何らかの規制を受けるのかどうか。

○政府委員(大津留温君) 北側斜線の、先ほど申しました八メートルとか四メートルバックするといふのは、敷地の高さが同一の場合でございまして、これが段違いになりますと、その状況によつてこれが違つてまいります。

○春日正一君 もう一度確かめますけれども、段違いになると、たとえば下は七階建てだけれども、上の場合は五階しか建てられない、上の高さは平らになるというふうなふうに違つてくるわけですね、その辺、そこが一番問題になつていふわけですね、いふ。

○政府委員(大津留温君) ちょっと具体的なケースに当たりますと、低いからどうだとか高いからどうと一般的にはちよつと申し上げかねるわけでございます。

○春日正一君 その辺ははつきりさせていたきたいところですが、まあ無理なことは申しませんが、しかし、そういうふうな形で日照権が侵かされるという問題が非常に至るところで起つていふんですね。そのほか先ほど言つたテレビの障害とか、風の問題だとかいろいろありますけれども、この日照権だけ例にとつてみても非常に方々で起つていふ。そしてこれは建築基準法の二十九条には、住宅の居室の日照というところで、「住宅は、敷地の周囲の状況によつてやむを得ない場合を除く外、その一以上の居室の開口部が日照を受けることができるものでなければならぬ。」と言ひ、その次は、地階における住宅等の居室の禁止というふうなことになる、人間の住む環境としての住宅の日照ということ、一応いままでの基準法にも配慮されているわけ

なればならない、そういう制限を受けます。○春日正一君 そこでいまの問題ですね、七階建てでも、一つの棟は低いところだからそれほど被害は与えないけれども、もう片方は相当高い、土が高くなつていふんですね。だから、同じ七階でも、高いところに建てられると大きな被害を及ぼす、こういう場合にこの丘の上の敷地の高いほうは、何らかの規制を受けるのかどうか。

○政府委員(大津留温君) 北側斜線の、先ほど申しました八メートルとか四メートルバックするといふのは、敷地の高さが同一の場合でございまして、これが段違いになりますと、その状況によつてこれが違つてまいります。

○春日正一君 もう一度確かめますけれども、段違いになると、たとえば下は七階建てだけれども、上の場合は五階しか建てられない、上の高さは平らになるというふうなふうに違つてくるわけですね、その辺、そこが一番問題になつていふわけですね、いふ。

○政府委員(大津留温君) ちょっと具体的なケースに当たりますと、低いからどうだとか高いからどうと一般的にはちよつと申し上げかねるわけでございます。

○春日正一君 その辺ははつきりさせていたきたいところですが、まあ無理なことは申しませんが、しかし、そういうふうな形で日照権が侵かされるという問題が非常に至るところで起つていふんですね。そのほか先ほど言つたテレビの障害とか、風の問題だとかいろいろありますけれども、この日照権だけ例にとつてみても非常に方々で起つていふ。そしてこれは建築基準法の二十九条には、住宅の居室の日照というところで、「住宅は、敷地の周囲の状況によつてやむを得ない場合を除く外、その一以上の居室の開口部が日照を受けることができるものでなければならぬ。」と言ひ、その次は、地階における住宅等の居室の禁止というふうなことになる、人間の住む環境としての住宅の日照ということ、一応いままでの基準法にも配慮されているわけ

なればならない、そういう制限を受けます。○春日正一君 そこでいまの問題ですね、七階建てでも、一つの棟は低いところだからそれほど被害は与えないけれども、もう片方は相当高い、土が高くなつていふんですね。だから、同じ七階でも、高いところに建てられると大きな被害を及ぼす、こういう場合にこの丘の上の敷地の高いほうは、何らかの規制を受けるのかどうか。

○政府委員(大津留温君) 北側斜線の、先ほど申しました八メートルとか四メートルバックするといふのは、敷地の高さが同一の場合でございまして、これが段違いになりますと、その状況によつてこれが違つてまいります。

す。ところがそういう規定が一方でありながら、一方では日照を奪うような高層建築が適法なものとして許可されるということは、そこに非常に大きな矛盾があるんじゃないか、この点をどう考えておられますか。

○政府委員(大津留温君) 御指摘のように、日照というのは非常に大事な要素でございます。したがって建築基準法におきまして非常に尊重しておるわけでございますが、御案内のとおり都市内におきましては、先ほども申しましたように土地の高度利用といふことの要請が非常に強いわけでありまして、したがって、日照を十分確保する措置をとりまされども、場所によりましては高度利用といふものが重く配慮される場所も出てくる。最近では暖冷房の施設設備もいろいろ改善されてまいりましたし、換気装置も出てまいりましたので、その辺のからみ合いによりまして都市の発展の状況、あるいは技術科学の進歩の状況に応じて都市の構成を考えてまいりたい、こういう考えでおります。

○春日正一君 あなた方は都市計画なり都市政策なり、行政を行なう者として、それは時代の要請によつて住宅も中高層化していかなきやならぬと、低層、平家といふことを全部通すわけにはいかぬと考えてそのような都市計画を立てていく、あるいはそういう立場から地域の指定ですね、そういうものをおやりになるということとは、これはまあそれとしてわかることなんです。しかし問題は私にまで言つたように、とにかく高層のあの辺でもずっと平家あるいは二階家の木造住宅といふものがたくさんあるわけなんです。先ほど問題にした高層のあそこは大野伴陸さんの屋敷のすぐそばです。柴田三郎さんという人が住んでおつて、今度はその人の家まで日陰にされるということでは近所では問題になつてゐるところですけれども、まあいい良好な住宅地帯であつたところ、これを中高層にするのだ、原宿にしてもそうですけれども、そういう政策をおとりになる、おとりになるのはあなた方行政官としてそれが合理的

的だと思へになるんだろけれども、そういうおとりになつた結果、そこへどんどん十階、あるいは七階というようなマンションが建てられて、いままで広いところに住んでおつた人たちが日陰にされて犠牲にされる、つまり新しい町につくり変えようといふことでは、平家がばいある、そういうところにビルだの何だのぼつんぼつ七階を十階のマンションみたいなのにして、そういう住宅地にしていく、これが第二種住宅専用地域といふことをお考えになつた構想のもとにある問題でしよう。それはそれでよろしい。それならそこでそうやってマンションを建てる人は営利を目的として建ててゐる。その金の、資本のたくさんある者の営利の目的のために、いままでそこに住みついてきた木造二階家、平家の低層住宅の住民が日陰にされて、おん出されるということになれば、これは結局政治が大きなものの横暴を許して、そうして力のない者のいままでの生活を環境をおかし、そうして不幸におとしつけていくといふようなことになつていくんじゃないか。政治といふものはそれでいいじゃない。そのこのところを考えると、ただ都市といふものはまん中から高くして、まわりにいくほど低くなるからこの辺は中高層がいいというやうなきめ方をされるとき、実際の住民の利害関係といふことになれば、その問題が生きて死の問題として出てくるわけなんです。それに対して政府として、あるいは建設省としてどう考えておいでになるのか、どういう救済措置があるのか、その点を私はお聞きしたい。ここが一番問題。これは大臣にお聞きしたいです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように、この社会発展の過程においてはいろいろの矛盾が出てくるのでございます。そこで政治といふものはそういうものを大局的にどう判断していくか、というところに問題があるのでございます。たとえばいま御指摘になつたやうなところは、どうしても都市化の発展の過程において出てくる問題でござ

まいまして、そのためにおそろくそういう地帯は高層のものがどんどん出てくるということとは、それだけ地価が上がるということなんです。そこでそういうやうな地価の上がつたところで、低層で生活するほうはその人の判断でいいか、あるいはまたそれを金にかえて、他により第一種ですか、それをに移つたほうがいいかといふことは自分自身の、その人の個人の判断にまかせるというやうなやり方が、現在の自由主義社会における一つの問題だと思ひます。ところが、これに対して春日さんあたりが指導しておるやうな、支持してゐるやうな社会主義国家、共産主義国家になりますれば、もつともそれは徹底的に計画経済になります。従来の農民の人をどつと他に移転させてそこに都市計画をやるという場合においても、これは当然いろいろやつてゐることでございまして、そこでは、これをわれわれの政治的な見方にとりまして、これにふさわしい機能を持たせるやうないろいろの助成並びに措置はいたします。だから、そこにおる人は原則として他に、よりよき環境の住宅に移転していただきたいというのが、行政指導の目的でございまして、そのかわり今度純粋に第一種住宅としてやられたところでは、そこにいまの高層建築とかなんといふものは許さない。こういうふうにして選択の問題にいたしておるわけでございます。それを、そこにいま高層住宅ができたからこれは建築基準法で許される、しかし自分の権利が侵害されたと思ひ、したがって、これを国家賠償をせよ、あるいはこれを建てた人間は補償せよといふやうな措置をとつていないわけですか。それが、何によつていふから救済といふか、そういうことがなされてゐるかといふと、いわばその地価の値上がり、これを勘案して考えていくといふところにならざるを得ないのでござい

ます。その点がいわゆる政治的な意見の異なるところでございまして、これをもしいまの原宿あたりを現状のままにしていて絶対に高層を許さないとなつと、一面においてはああいうやうな都心地帯

の便利などところになぜ土地の高度利用をさせないのか、という議論がまた出てくる。そこに非常に、まああらゆる文明の科学でもそうでありまして、両刃の剣になつてくるのが、これが科学技術であり、あるいはまた都市化とか何とかといふもののひとつのこれはあらわれでございまして、それをやはりおのおのの選択によつてこれをきめていくというより、いまのところ方法がないじゃないかと考えておるのでございまして。

〔委員長退席、理事松本英一君着席〕

○春日正一君 まあ大臣もちょっと言われましたけれども、いまさら社会主義になつてどうするかといふことになれば、私どもは徹底的な都市改造、再開発なんていう考えじゃなくて、徹底的な改造、これはやはりそういう形で固なり地方自治体なりが全責任を持つて東京をどういうかっこうにつくるかといふ大きな構想を持つて、それで一つ一つやつていく。そうして住民に対してはそういう被害を与えないやうにちゃんと移転の先も保障していくといふやうなやり方です。そうして、そうしなければほんとうの意味での都市改造、つり合いのとれた近代都市に東京をつくりかえるといふやうなことは不可能だろうと私どもは思つてゐます。しかし、いま私が言つてゐるのは社会主義の立場から問題を出して言つておるのではなくて、まさに資本主義だから、だからこゝちは中高層を建ててよい地区だといふやうにおきめになれば、それは資本を持つた者がそこへ来てマンションをお建てになる、そうしてこれは適法だからといふことでどんどん建てていくといふと、先ほど言つたやうな日陰がたかさんでできていく、日陰になつたところは売つて越したらという話を私も言つたんですよ。そうしたらやっぱり日陰にされた人たちが言うのは、こんなに日陰にされたらたかれます、値段を。だからそう簡単に売つてというわけにはいかぬと言ふんですよ。日陰にしておいて追い出してしまつて、そして安く買いたたいてまたマンションを建てていく、——これは極端な設定ですから何ですが、また日陰にしては追

い出してマンションを建てる、こういう形になると、低層住宅に住む者を徹底的に犠牲にして追い出してから、そこに中高層化というものが実現されるということになってしまふ。だから、その場合、これは中高層にするならするとして、当然それからくるべき被害を最小限に食い止めるような一定の規制というふうなものが必要だろうし、それからまた、そういう被害者を保護するような措置というふうなものも必要なんじゃないか、そういう意味で私は言っておる。だから社会主義の問題としてでなくて、いまの問題として、そういう深刻な問題が起こっているわけですから。そこで私具体的に申し上げますと、まあ地域の条件とか形によつて、それぞれいろいろ条件が違ふわけですが、いろいろそういうものを建てる場合に、やはり建築確認の一つの前提条件として、確認の申請があれば直ちに付近の関係住民に、ここにこういう建築確認の申請が出たということを知らせる、そして建築するものに関係住民との協議をすることをやはり義務づけて、関係住民が十分納得をしてそこに建てられるようにする。それからこの関係住民のほうで、その建築に対していろいろ被害があつて異議があれば、先ほど松永委員から出ましたけれども、建築審議会に異議の申し立てをして、ここでこの建築審議会が公聴会なり何なり開いて、妥当なところで話し合ひをつけさせるようにする、というふうな形で、政府が少なくとも都市をそういうふうな改造して、このように計画を改定し、再開発法をつくり基準法を改正しようとなさるなら、そこから起こる住民の犠牲、特に犠牲になるのは貧しい者です。弱い者です。そういう犠牲を救つてやるような、そういう手だてを整えた上でおやりにならなければ、これはあとあと非常に困つたことになる。無告の民をつくるということになる。訴えるところのない——適法にやつておるのだからと言われれば訴えようがない、しかも実際には被害を受けておる、そういうことになる。これは政治として無告の民をつくる

ということとは一番よくないことでしよう。そういう意味で、やはり基準法の扱いの中でも、せめて私のいま言ったような程度の手続規定は設けて救済をする、あるいはその矛盾というものを緩和していくような、そういう手だてを講ずる必要があるのじゃないか、この点を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま春日さんの言われたのも一つの考え方でございます。ところが、そうすると、高度利用すべしという一つの要請がそこで犠牲になるかどうかということなんです。そこで犠牲にわれわれの考へておるところでは、高層住宅地になるところは政府融資をいたしまして、そこにやはり中高層のものを建てるようにあつせんしたほうが私は合理的だと思ひます。金のあるものによつてだんだん日陰にされて買収されていく。こういうものを防ぐためには、やはりそれだけの土地を持つておる人たちが共同でいわゆるマンション的なものをつくり得る財的な裏づけをしてやることも一つの方法ではなからうか。そうすれば、その地帯がマンショングループとして均斉のとれた都市化ができてくる。ところがいままでそれをやらないうで、一方においては高層建築ができる、日陰になる。そうすると、条件が悪くなるから売るにも売れない。そこでいま、無告の民で出てくる、こういうことです。それを今度あなたのはうは、そうなるがゆえに高度利用することをチェックしたらどうか、こういうやり方一つある。一方ではそういうところの土地を持つておる人たちに、これは都市再開発の形において政府が行政指導する。政府というより、こちらは東京都です。ここにやらせて、そういう再開発をやるということになりますれば、住宅金融公庫のお金を融資して、そこで隣と相並ぶ程度の、被害はわりあい少なくして、そうしてそれが利用され、そのうちにそれが入居できるという方法をわれわれは前向きに考へていく、そういうふうにしていきまさんと、結局においてはどつちをとるか、どうにもとれなけりや足して二で割るというふうなやり方

もあり得るけれども、それよりももっと前向きに、それは建築基準法と都市再開発と住宅政策と総合してやつていくことがむしろ適當ではないだろうか、私は政治的にそう判断しているのではありません。まあ、事務当局から意見もあるでしょうから申し上げます。私は現在そういうふうな考へております。

○政府委員(大津留温君) 積極策としましては、ただいま大臣が申したとおりでございますが、合法建築でありまして、社会常識上受忍すべき範囲を越えて利益または権利を侵害するような場合には、やはり補償の必要があると思ひます。したがういまして、現在この建築基準法のたてまえは、本来は基準法の規定をこまかに定めまして、それに合つておれば建築を許すということでございますが、いま御指摘の日照問題が非常に社会問題として出てまいりましたので、この建築確認の申請がありまして場合に、そういう被害を受ける隣人と話し合ひをして、合意に達した上で確認申請をしてもらふように指導はしております。しかしながら、その同意ができないから建築を認めないというわけにもまいりませんので、できるだけ話がつまらぬ形で、あるいは先ほどお話しのように、買い取りの形、何らかの形で話がついて出てくるということに指導しておるわけですが、それでも、法的にそういうような納得ができなければ建築を認めない、こういうことにはちよつとかなかないがたい。もし、どうしても話し合ひがつかなければ、やはり裁判所の判断を得るということにならざるを得ないかと思ひますが、現在の判例におきましても、建築基準法には合致しておるけれども、損害がありと認めて賠償を命じた例もござります。

てやるといふ場合には、相当乱暴なものがあるんです。たとえば、例ですけれども、これは文京区の目白台コーポの場合なんかは、建築主のほうは法規になつた建築であると。大体、いまだ交通事故で死ぬのが珍しくない時代だから、日陰になるのは文句ないじゃないかというふうな形で相手にしないというふうな状態、このようなのはたくさんあるわけですね。だから、やはりそういうものを押えていく意味では、先ほど私の言つたような程度の行政の介入、調停というものがなければ、どうしても弱い者が痛めつけられるという結果になるわけなんです。これはこの基準法の一つ大きな弱点だと、そう思ひます。

それからその次に、今度はいわゆる違反の問題です。取り締まりの問題ですけれども、この点で、たとえば既に市街地の中でも、私、横浜に住んでますから、横浜のことでも知つてますけれども、たとえば横浜の西区なんというのは戦争で焼けなくて、ずっと前からかなり密集した住宅地になつていて、そういうところがあるんです。それから京都の西陣なんか古い町で、いまの基準法からいっても不適格建築というふうな形になつていて、それが一つの町になつていて、いままで、しかも相当古くなつてきている。いままで、前から、基準法以前からということでも不適格建築になつていて、それで、今度、これを古くなつたから改築しようとかいうことになれば、たちまち基準法が適用されてきて、その基準法どおりにいけば家が建てられなくなつてしまふ。いじれなくなつてしまふ。こういうところ、全国調べてみればたくさんあると思ひます。そういう場合どう扱うか、これを全部違反として扱うのかどうか、この問題ですね。

○政府委員(大津留温君) いま御指摘のように、法規が制定される前から存在した建築物は、たとえ違反してしまつても既存不適格としてそのまま認められますが、やはり改築する機会に、合法的な建築に改めていただきたいというのが基準法のたてまえでございます。やはりそういういたしま

せんと、この基準法というのが町全体をいい環境にしよというところで、お互いに建蔽率なり容積率を守って町をつくらう、町を形づくろうというわけでございます。しかし、非常に古い町で、御指摘のように、改築の際に基準法通りの建築をしよとしても家が建たないというようなケースも、ごくこれはまれなケースかと思ひますけれども、あり得ると思ひます。しかしそういう場合は、やはりほんとうから言ひますと、その町全体を計画的に近代的な町にするという再開事業を行なうというのが、そういう場合にはいいのじやなかろうか。これは先ほど大臣も申しましたが、固なり公共団体が技術的あるいは資金的な援助をしまして、住民の方々のつくられる組合と一緒に考へておきます。

○春日正一君　そうすると、まあもちろんそういう古い街区を改造すると、全体として改造する、そういう法律もあるわけだし、改造するということとは、それはけっこうなことだと思ひますけれども、そこに至る前に、個々の家がどうしてもいじらなければならぬ、しかも基準法通りに道路の中心から二メートル離れろとかあるいは建蔽率がどうかいわれれば、とても建物にはならぬというような場合には、これは何と申すのか、大目に見るというのですか、どういふことになるのですか。

○政府委員(大津留温君)　そういう既存不適格の建物を改築したり、大規模な修繕、模様替えをしようという場合には、これは特例がございまして、政令で定める範囲におきましてはそれを許すということになっております。で、これはその実情によりますけれども、この政令の運用によって可能な場合も出てくると思ひます。

○春日正一君　次に、第一種住居専用地域、これは低層で良好な住居の環境を保持する地域というふうに規定してありますけれども、この地域のあるべき姿、低層で良好な住居という、どのくらいなことを考へておいていいのか、またそれを保障するための最低の基準というようなのもがきめておありになるのかということですね。

○政府委員(大津留温君)　この第一種住居専用地域というのは、現在そういう町並みができているということにとどまらず、これからそういう地区として造成しようとする、こういう考へのもとに指定されるわけでございます。そこでこの第一種住居専用地域というものが、そういう低層の環境のいいものを保持していこうというために、高さは十メートルに制限する、それから容積率はその地区地区によって一番低いところは五〇%、それから順次上がって一番高いところが二〇〇%、それから建蔽率も一番下が三〇%で、それから四〇%、五〇%、六〇%とこの四段階がございまして、また隣の境界線から建物の壁面を離すという規定もございまして、これは第一種住居専用地域全部にそうなるというわけではございませんが、境界線から一メートルを離す、あるいは一・五メートル離す必要がある、こういう規定を都市計画として指定することができるようになっております。そういう組み合わせによりましてその地域の住環境を保持していこう、こういう考へでございます。

○春日正一君　そうしますと、かりに三DKを平家建てれば、建物の面積が約六十平米ぐらいになるのですか、それぐらいになる。そうして建蔽率を三割にすれば、敷地面積は大体六十坪、それぐらいになりますね。まあ最低、低層の良好な住宅といたしたら、せめて六十坪のうちに三割ぐらいの建蔽率で建てられるというところが一番いいところですね。しかしそういう条件の家に住める人というところになると、かなり限定された人しかそういふところには住めないということになるでしょう。私一番ここでひっかかるのは、第一種として良好なところとして指定する、そしてこの条件以下のもは建てちゃいかぬと言われれば、大多数の勤労者というものはそこに住めなくなってしまう、そういうことになるでしょう。いま言われたような程度の条件を最低限とすればですね、住めなくなってしまう、その限度をきめないということ

となれば、やはり非常に非常に地価が上がっておきますから、だから十五坪買つると、そして六〇%の建蔽率だから九坪の家を建てると、まあ若い夫婦のうちはそれでも済むけれども、子供が生まれれば学校に行くようになってきたら勉強部屋でもつくってやらなければならぬ、ちよつと建て増ししようと思へば、それはもう建蔽率違反でできなくなってしまうということになる。どこかへ越していかなければならぬけれども、また大きな家へ越すほどのもうお金もゆとりもないということになつてしまふということになると、これは良好な住宅地を保障すると言つてみたところで、最低をそういうふうにするにきめれば、いま言つたように限定されるし、だれでも住まわなければならぬし、買つてもいいということになれば、そういうところは、十坪、二十坪というような小さな敷地のところに家がぎっしりでできてしまつて良好な住宅環境にはなりはしない、そういう矛盾があるわけですね。ですから政府が、それ以下の家に入れない人にはせめてこの程度の住宅は安い家賃で入れてやるといふものを政府が保障されるという条件なら、第一種住居専用地域というようなのものが理想的にできるだらうけれども、それができないからできないのじやないか、そういう小さなものが実際にできて、そうしていま言つたように、ぎりぎり一ぱいつくつてしまつたけれども、どうにも広げたい。広げれば違反になるというような条件ができてくる。そこら辺をどうさばいておいてなるつもりか。

○政府委員(大津留温君)　先生御指摘のように、この建築基準法だけの運用ではなかなかおっしゃるようには十分なことできない面がございまして、したがって都市政策、あるいは土地政策、住宅政策、こういうものが総合的に行なわれて、いまい町づくりもできますし、庶民の住生活の安定もはかられるというところだと思ひます。ただいま御指摘になりました第一種住居専用地域の建蔽率なり容積率の最も低い場合は、いまおっしゃつたように三割の建蔽率だとかいう場合には非常に窮屈

なことになると思います。これはやはり相当まあ郊外地で、地価もしたがつて比較的安い場所にそういう指定がなされるということになるんではなからうか。地価が高いところは、その建蔽率なり容積率もそれに応じて高くなる、こういうようなことも一般的にはあるんじゃないかと思ひます。しかし先ほど言ひましたように、他の政策と総合的に運用されて、初めて本来の目的が達成されるものというように私も考へております。

〔理事松本英一君退席、委員長着席〕
○春日正一君　いま言ひましたように既成市街地の中高層化ということで、そのマンションに入るか、そうでなければ郊外の地域に家を建てるといふ形で出されていられるし、郊外にいけば土地の入手が困難だといふようなことで、勤労者としては非常にむずかしい問題がたふさん出てくると思ひます。そうしていま言つたように、わずかな土地を買つて規則どおりに建てて、そうしてやつてきたのだけれども、子供が生まれるわ、大きくなるわといふようなことで、どうしても二坪でも三坪でも建て増しをしないといふ非常に苦境にある人たちが、いま問題になっておられるいわゆる違反建築、悪いことを承知で近隣に迷惑をかけながら違反するもの、これの嚴重な取り締まりといふものは、これは区別する必要があるんじゃないだろうか。そういう意味ではやはり実際の建築物の実情に応じて近所に迷惑をかける、またいろいろ危険とか、そういうような弊害もないといふようなものならば、そういうものに對しては一定の緩和措置もとれる。そのかわりに近所に迷惑をかける、あるいは偽つて、たとえばこんなものもある。子供が勉強部屋を建てると言つて貸し間を建ててしまつた。そういう偽つてそういうことをするといふものに對しては、これは嚴重に取り締まりをするといふような形で、ほんとうに悪い者、いまの政治の中でやむにやまれず、どうしてもやらなければ生きていけない者、とあります。それを区別するような取り締まりの措置、そ

ういものが考えられないだろうか、取り締まりをきびしくしろという声は非常に上がっておりま

す。そして、そういう例としてあげられるいわ

ゆる違反建築とか不法建築というものの中には、

これはがまんのならぬほどひどいのがたくさんあ

ります。しかし実際、この間の質問で、建設省

のほうから言われた数字を見まして、まあ違反

建築の数の中で、確認手続をとらずに未確認の建

築をやったのが三万一千三百件と圧倒的に多い。

こういうものの中には確認手続をとったところ

で、規則どおりにいけばとも確認されつけない

けれども、何とかしなければならぬという形でも

もぐりややつている人がたくさんあるわけがす

ね。そういう人たちは何でもかでもきびしく取り

締まるというよりなことをしては、そこにまた無

理が出てくるから、だから私がいま言ったよう

に、悪い者をきびしく取り締まる。同時に、やむ

にやまれぬ事情にある人たちに對しては適當な緩

和措置を講ずる道を開いておく、そしてその兩

方を厳正にやれるかどうかというのが、建設省な

り自治体なりの行政の手腕ということになってく

るのじゃないだろうか、私はこういうふうに考え

るのです。その点どうですか。

○政府委員(大津留温君) 違反の取り締まりをき

びしくやれという非常な御意見を賜りました、私

どもこれは徹底させなければならぬというふう

に固く決意しておるわけでございますが、違反

を取り締ります場合には、やはり御指摘のよう

に、悪質な計画的な常習的な違反建築を行なうよ

うな業者、こういうものを最重点に徹底的に取り

締まる、これは当然なことだと思います。そのほ

かの場合におきまして、やはり違反の度合いの

著しいものに優先度を置くということも言うまで

もございませぬが、いいます、軽微だからとい

ってこれを宥恕するということも、だんだん建

築基準法が守られなくなっていくにつけてなり

ますので、やはりそういう場合も守つていただ

くということ、これはやはり方針として曲げるわ

けにはまいらないかと考えております。

○春日正一君 私は何も違反の取り締まりを厳重

にやれということばかり言つたわけじゃないです

から、そこで激励されて強気になるのは困るの

です。やるべきものは、悪い者は取り締まれ、世

間に迷惑をかけるものは、しかしやむにやまれ

ぬ、違反と言つてもやむにやまれぬ者が何とかそ

こに緩和できるような措置をとる必要があるの

決して私は厳重に取り締まれということばかり

言つてゐるわけじゃない。しかし、いまの局長の

答弁を聞きますと、やむを得ない改築ですね。こ

ういうものでもどうしても違反だ。これは一寸も

許さぬ。そしてまあ大体こういう場合には、特

に木造建築の場合なんかは、最初に家を建てた大

工さんにまたこれを直してくれとか、どうしてく

れというふうな関係になつてゐるわけですね。木

造の場合には大体そういうものですね。そうする

と、これを何とかしてくれんかといつて頼まれ

て、事情万やむを得ない、まあこれくらいならば

と思つて大工さんも義理にほだされてやつてし

まった。しかしこれは違反だ。だから免許の取り

消しもやる、登録の取り消しもやるという形で、

こういうものを甘くしておくと、そこから穴があ

くから、嚴重に取り締まるということをおつしや

るのですか。

○政府委員(大津留温君) やはりそういう違反を

常習的に繰り返して行なうというふうな業

者、あるいは抜け穴のようなことを計画的にやる

というのが一番悪質でございしますから、そういう

悪質常習的なものを重点的に取り締まる、これは

もう取り締まりの実行面においてそういう優先度

が置かれるのは当然だと考えます。

○春日正一君 そうすると、たとえば確認は一般

に木造家屋の場合、受理した日から七日以内、こ

れは法の六条三項にしなければならぬというこ

となつてゐるのですけれども、七日以内に確認

のおりないという場合が多いですね。こういう

場合、七日以内におりないからといって、どうせ

確認になると思つて手をつけておつた。そうし

た確認にならなかつたということで、これはやめ

てしまふ、こわしてしまふということになるわけ

ですか。

○政府委員(大津留温君) 七日以内に確認ができ

ない場合には、その理由を示して、おくれるとい

うことを通知することになっております。した

がつて、そういうことでおかれておるのにそれを

無視して建築だけを進められる、こういうことは

やはり困ると思つたのですが、私もとしまして

は、建築主事の人員の増強等をはかりまして、そ

ういつた確認の事務、その他許可の事務等をお

くれないように、適切に行なうように指導してま

る考えております。

○委員長(大和与一君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(大和与一君) 速記をつけて。

○春日正一君 そこで、局長とすればそう言わざ

るを得ないでせよ、大臣が隣でにらんでゐるの

だから、だから、それはそういうことになるので

すけれども、私も町づくりということから言

へば、一定の基準を設ける必要があるし、特に最

近のようには都市が過密化してくれば、相隣関係

という点で特に基準法においても十分な規定をつ

くつていく、隣同士がお互いに迷惑をし合はない

ような規定をつくつていくというふうなことは必

要だと思ひます。思ふけれども、これをしゃくし

定木にきちようめんにやられたら、日本の歴史的

な町がつくられてきた、いろいろのものをしよつ

てゐる、こういう条件のもとではいろいろの矛盾

が出てくるのではないか。特に小さな土地の所有

者とか、あるいはそういう人々を相手にしてお

る建築業者とかいうふうな人たちは、このために

非常に不便を受ける、そういうことになるだろう

と思ひます。だから、そういう点は十分配慮し

て、こういう人たちの営業なり、あるいは実際自

分の家を維持したりなおしたりしていく上でも大

きな支障を来さないような配慮というものの、そ

ういうものがなされる必要があるんじゃないか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 国の最高機関である

立法府においてその立法しておることを、今度は

運営においてこういう事情においては基準法を緩

和してやつてもいいということ、私は適当じゃ

ないと思ひます。ただし、御承知のように、刑法

におきまして、法律上は規定しておりまして

も、これを裁判に付した場合には、やはりしやく

し定木ではなく、おのずから情状酌量——客観的

条件というふうなものが加味されて判断されるわ

けでございます。しかし、私はこの立法の段階に

おいては、こういう場合には緩和するというこ

は適當ではないのですけれども、それぞれ自治体

はそれぞれの地域社会というものの歴史的現実と

いうものを見てやつていくことでございします。法

はすべての人に対して公平であるけれども、同時

にまた、その状況について判断の一つの幅がある

ことも事実だと思ひますので、先ほど局長が答

弁いたしましたように、これは罪をつくるという

ことが目的ではなくして、問題は住生活あるいは

都市機能が円滑にかつ快適に機能するというこ

を目的とするところでございしますから、その法の

全体のたてまえにおいての判断の余裕はあるもの

と云つていいのではないかと存する次第でござい

ます。

○春日正一君 そこで、これは、私おしまいにし

ますけれども、誤解のないように釈明しておきま

すけれども、私はこの立法府で法の抜け穴をつ

くとか、脱法行為をやれということを要求してい

るわけではない。むしろ、法そのものの中に、

そういう力の弱い人々を保護するような、ある

いはそういう人々に迷惑のかかるものを除くよ

うな規定を設けたらどうか、設けるべきであらう

という立場から言つておるわけです。

それから最後の問題として、この基準法を私

910

ずっと研究していつてみまして、どうしてもこう
いう矛盾が出てくるんです。つまり、きちんとし
た町をつくらう、あるいは住宅環境をつくらうと
いうことで住宅基準をおつくりになるんだけれど
も、しかし、その基準とおりにできない、自分で
やれと言われてもできない人が、日本の国民の中
には過半数以上おるわけですよ。だから、先ほど言
いましたように、第一種はこれだけだ、良好なもの
はこれくらいだと言われても、それに当てはまっ
たものを持てる人というのはごく少ない。だか
ら、結局、十五坪だの二十坪だのという小さな地
所を買って、そこに一ぱい一ぱいの家をつくる
というふうな状態が出てきてしまふ。それを、こ
れ以上つくっちゃいかぬ、建設率はこうだとい
つて規制するというからには、やはり政府が、も
っとたくさん最低の基準以上の住宅をお建てに
なつて、そういう基準の家を自分でつくれない者
には政府が提供する、あるいは自治体が提供する
から、無理しないでこれにお入りなさいというこ
とになれば、この矛盾というものは相当緩和され
るだろう。そういう意味で言へば、やはり、大臣
はよく民間にやらせるということを言います。し
かし、やっぱりそういうことは民間じゃできな
い。政府が公営住宅なり公団の住宅なりをも
っとたくさん建てて、しかも安く貸せると、そ
ういう保障がなければ、この基準法でねらつて
いるような、きちんとした、つり合いのとれた町づ
くりというものはならぬだろう。そこで提案する
んですけれども、やはり、公営住宅の補助、これ
を三分の二にして、ワケをうんとふやして公営
住宅をもつて建てさせる。用地費の補助も復活さ
して、それから公団住宅のほうも、国のほうから三
分の一ぐらいの補助を出して、そしてもつとたく
さんの住宅をもつと安い家賃でつくられるように、
そういう措置をとる必要があるんじゃないか、そ
う思います。そうすると、財源という問題があり
ます。国全体の財政の中で、いま住宅問題は深刻
ですから、全体のバランスの中でももつとこれに大
きな比重をかけて、私は、予算をとつてもいいと

思いますけれども、新しい財源として、やはり大
きな企業、工場というふうなものが事務所、ビル
をつくつたり、あるいは工場を建てたりして、そ
こに人が集まってきたりして都市の住宅問題というの
が起るわけでありまして、しかも、そういう企
業はそこの人々たちを使つて金をもうけて営業をや
つておるわけでありまして、当然、自分たちの企
業のために集まってきた人々たちに対して必要な住
宅を保障する、そういう責任が、私は、経済的にも
あると思いますよ。人は集めてもうけようとい
ふのは全部国でやりなさい、自分でやりなさいで
は、虫がよ過ぎる。そういう意味から言へば、一
定規模以上の工場なり、あるいはビルなり、そ
ういふものを建てて事業を始める者に対しては、や
はり住宅負担金というふうなものを賦課して、必
分の資金を出させて、それでそれを地方自治体な
り国なりが使って住宅を建てる。企業でいま社宅
というふうな形をつくつてくれるものがふえていま社宅
ども、あれはいけないと思います。国際的にも
社宅をつくるというところで労働者を一生会社に従
属させる、労働者を支配する道具になるというこ
とで、ILOあたりでも問題になつて、好ましく
ないと言われている。だから、そうじゃなくて、
そういう社宅を建てなければならぬというものを、
負担金を国が取り、あるいは自治体にやつ
て、公共の建物としてこれを建てさせて労働者を
入れるというふうな形にすれば、資金の問題も幾
らかは解決できるといふものも出るわけです。だ
から、そういう意味で、そういうふうな処置をと
りながらも、この基準法をきちんとやつていこう
とすれば、どうしても大量の公営あるいは公団な
りの住宅を建てなきゃならぬ。そのことがどう
しても必要だと思ふんですけれども、その点につ
いての大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終
わらせてもらいます。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま、春日さんから
提案されたことも、一つの理由のある提案とは思
います。私は民間資金の活用というの、公営住
宅を政府でやらずに、民間でやれということは今
然言つてないのです。御承知のように、現在で
は、ますます住宅に対する需要が多くなり、そこ
ろが、いまのままの形でいきますといふと、需要
者が激増するだけであつて、しかも一方におい
ては、何と申しましてもう究極的には、いま御指摘
のように、税金で一般の人々の住宅を保障してい
くというのでは、これは言うべくして実質上行な
ない。そこで、実は春日さんが言われた提案を
もうちょっと変わった形で私が提案しているの
は、いわゆるもうかつておる企業、ここでは社宅
ではなくして、私は従業員に対する持ち家政策を
やりなさいといふことなんです。そうしてこれを
十五年なり二十年なりの年賦で従業員に持ち家政
策をやるならば、その部分については税制上の
優遇をしてやる。場合によつては、そういう企業
体には政府の財投を融通することによつて、こ
れらの人々が定年前にやつぱり住宅を持たない
今度は二重に困るんです。その意味において、私
は民間資金の活用ということをやつておるわけ
でございます。

それから先ほど一種住宅の、環境のいいところ
における、わりあい低家賃というの、あるいは
安い分譲ができるようなことをやるということ
は、相当ふうすれば私はあると思う。それは都
会地の近郊地における、農民の皆さんが持つて
おる土地を、いわゆる農住政策をとりまして、農
業団体と一緒にしまして、貸し家もしくは分譲住
宅を開発させる。現に千葉県あるいは茨城県等に
おいて、これが相当大規模にやられてつありま
す。そうしますれば、これは環境もよく、しか
も、わりあいに条件の整つたものが安くできる。
そういうふうな計画のところには財投を融通して
やる、あるいはそれに対する公共施設も政府がめ
んどろ見る、こういうふうなことをやつて、
私は相当住宅問題が解決ができる。これが私が言
うところの民間の資金及び民間の力を活用すべき
だといふのはそういう点でございます。結局にお
いて、いまあなたが言われたように、企業として
税金を取つて公的にやるか、それともいまのよう
な形でやるかといふところに、手法の違いはある
と思ひますけれども、民間のやうしたことで激増
する住宅需要を一部緩和していく。そうしてそ
ういふことをやつても、なおかつ、そういう恩典を
受けることのできない人には、重点的にそれこそ
公的資金に基づく住宅に政策を進めていく、こ
ういふことでございまして、したがって、結論と
しては、大体一致点が見出せると思ひますけれ
ども、手法については、税金で取つてやるというこ
とになると、あらゆるものに目的税的なものを全
部つくらなさいかぬといふところに、これは非
常に税制上の問題があるといふふうに考へておる
次第でございます。

○高山恒雄君 大臣も時間がないうですから、
私もできるだけ各委員の御質問された点はダブ
らないようにして質問申し上げたいと思つて
今度の基準法の改正は、基本的には従来の基準
があまりかた過ぎるんじゃないか。したがって、
できるだけ住民に迷惑の少ない範囲内で法の
改正をして、取り締まるべきものは取り締ま
りたい。これが今度の考え方だと思つて
います。いま春日委員から御質問が出ておりましたが、
私はこれは前からの主張で、建設委員ではわれわ
れ党の中でも申し上げているんだが、東京都の第
一種専用地区といふのは一体どうこれを整備して
いくのか、これはまあ一番問題だと思ふんで
すね。ところで政府としては、それは遅々として進
まない計画で、過分の予算が組んであるわけでも
ないですが、政府として一体東京都を中心にして
考へてみまして、法人が持つておる土地がどのぐ
らい東京都にあるかという調査をされたことがあ
りますか。法人が持つておる土地がかなりある
はずで、東京都として、そういう調査をされたこ
とがございまして、

○国務大臣(根本龍太郎君) 事務当局から答弁
いたさせるつもりでございましたところ、まだ的確
な調査を持つていないのでございまして、これは
一応不動産協会とか何かが調べたといふことも聞
いておりましたが、これは主として民間のことで

あつて、いわゆる法人がどの程度まで持つておるということについては、まだどうも的確なものがないさうであります。内閣のほうで持つていないかどうか、もう一回調べさせてみます。政府機関どこかで持つておるかもしれないので、これはいづれ調査の上、御報告をいたさせるようにいたします。

○高山恒雄君 私は根本的な、この第一種専用地区の改正というものは、空地地をいかに利用するかということがまず先決だと思つてゐます。それを政府としてまだその問題についての調査ができていないということであれば、何年たつても繰り返すわけですね。法の改正をいかにしようとも、専用地区というものの改正なんというものはもうほゞ遠い話だ。現状の予算から言つてみても、民間に移そうとも、どうしようともなかなかその結論は出ていかないと、こういうふうには私は考えるわけですね。したがつて、いま都市を中心にして工場の建設をやるといふ法人はないと思つてゐます。大体も郊外のほうに進出をするというのが今日の現状だと思つてゐます。したがつて、政府としてはそういう調査をして、いわゆる商店街を別にしまして、できるだけそういう問題は根本的に政府が土地の買い上げをして、そうして法人としては別にそれを使つておるわけじゃないわけですから、あき地であるわけですから、そういうところからこの住宅の建設をやつて、第一種専用地区の開発に着手すると、こういう行き方、建設的な行き方を私はやるべきだと思つてゐます。少なくともこれだけ住宅が不足しておるという現実からいき、かつまた違法建築の取捨も十分でないという現状から考へてみて、やっぱりそういうものを調査し、かつまたそういうものでこの開発をやつていくことが使命ではないかという考へ方を持つわけですが、大臣はそういう点についてはどういう考へ方、そのほかに何か十年なら十年計画の中で専用地域だけは開発されようとしておられるのか、基本的な考へ方をお聞きしたいと思つてゐます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 非常に重要な御指

摘がありまして、私は現在の状況において、法人の持つておる土地を調べて、すぐにそれを政府が買い取つて措置をするということは、考へ方としては可能であるけれども、現実としてはこれは非常に問題だと思つてゐます。資金の問題、それから法律上会社がいかにこれは実は自分のほうで住宅をつくる予定であるとか、あるいはここに施設をつくるんだというふうなことを抗弁しておりますれば、これは水かけ論になつてしまふ。そこで最も効果のあるものはそれをただ持つておるだけで値上がりを持望しておるものは、その期待がはずれていくんだという現実的な措置が——彼らだつて企業採算をやつておるから——そこで私は先般主張しておりますのは、いわゆる固定資産税の評価において、現に自分の住宅、自分の宅地に住んでおる人には税金はかけないけれども、そうしたいわゆる空地地税的な固定資産税の再評価をして、持つておればこれは損するんだということのほうをむしろ現実的ではなからうか、これが一点でございます。

それからもう一つは、特に首都圏内、それから近畿圏それから中京圏内の将来都市化されるような近くの場所において、相当思い切つた大規模の土地開発を政府でやるべきだ。それはどういふところが残つておるかと思つて、概念規定を申し上げるならば、道路、それから軌道の整備がない、そして丘陵地帯のかなり広いところ、そして水の手配ができていない、こういうところはたいていいまの民間デベロッパーもとてもそれには手が下せない、それから公共事業も手を出せないというものが相当あるわけですね。そこを首都圏並びにそれぞれの県の事務当局がもう精力的にさがしてほしい。それについてはたいいこれは山林が丘陵地帯でございますから、これに網を張つて、これを政府が政策的に買い取る政策をとる。そしてこれに対しては、そこには道路あるいは軌道、こういうものを買つてから後これは設備をする。これは運輸省と建設省が決意すればできないはずはない。それから水については、これまた

上下水道等政府施策でできるはずだ、これをやろうじゃないか。そうすればいままで土地の値上りを期待して持つておつた連中が、大量供給ができるというところで、これはダウンをしてみよう。こういうふうな施策をやらなければならぬ。これはできない。そこで国会が終りましたら、経済企画庁長官とそれから自治大臣と大蔵大臣と私と、まあ主として関係閣僚がそこで集まつて、これに対する一つの大胆なる意思統一をはからう。じゃないかというところを、実は申し合はせている状態でございます。これなくして、企業から買い上げるということは憲法上非常に問題が出てくるわけですね。そしてしたことをいまこそやる時期ではなからうか。そして開発されたものを公共事業体としての都道府県とか市町村に再配分してやる、あるいはまたいまの民間の計画的な開発に払下げてやるというようにして、まず土地対策を根本的にやらなければ、いまの住宅問題は、いろいろの議論はしても、窮極のところは議論に終わつてしまふんではないかというふうに考へて、これはまあたいへん実は事業でございますが、それに私は取り組みたい、こう考へてゐる次第でございます。

○高山恒雄君 方法としては大臣の方法でも私はけこつたと思つておりますが、最近の状況を見ますと、大體通勤一時間半ですね。これがサラリーマンの普通なんです。一時間半の通勤ということは、一日の労働が八時間ですと、十一時間労働しているのと同じです。それで、近代化している、この機械化した時代に、全く精神をすり減らした労働というものは、能率も上がらないし、能率を上げなければ、なかなか今日のコスト上から見ると、会社も成り立たない。非常に労働者にとつて酷な状態なんです。そこで、法人の土地が都市の中心にかなりあき地がある。そういう土地を、政府が買い上げなくてもいいけれども、政府からの長期の援助があれば、そこにいわゆる住宅を建てる。これは構想も大臣お持ちのようですから、そういう調査を政府はやるべきじゃないか。それ

もやらないで、そしていろいろなことを論じてみても、今日のような転変と変わつていく近代化産業に労働者はついていけないですよ。これは大臣たいへんなんです。したがつて、そういう点を私は速急にやはり調査して、そして住宅を建設する場合に、相当の資金を出してやつて——長期に出せばいいんじゃないか。そういう方法を私はとるべきだと、こういうふうには考へるわけですね。大體大臣も多少の構想を持つておられるようですが、それをぜひ私は実現してもらいたい。そして住宅の緩和をはかる、働く労働者の近郊における住宅から通勤が得る施策をとるべきだと私は思ふのです。二、三日前のテレビでしたか、でも、主人が一時間半も通勤をして、もう耐えられない。したがつて、できるならば四、五十分、こういうところへ、環境はあまりよくないけれども、私たちは移動しましたという方もかなりあります。これは何かというと、やはり体の疲労です。これをやはり今日の日本においては、過密化における地域においては解消してやるべきだというのが私の考へです。この点ぜひひとつ実現してもらいたい。希望を申し上げます。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま高山さんが御指摘になつたことはそのとおりです。それで、私はいま東京のように過度の過密というより、超過密化したところに幾らもう再開発して、そして遠いところに住宅を持たしてやつても、これは私はメリットがないと思つてゐます。そこで、まだ確定はしていませんけれども、私は一つの私の構想として、首都圏の事務局にいま検討を命じておりますのは、この求心力を分散させなければいかん。それにはやはり適当な場所を与えてやらなければだめだ。そこで宇都宮を中心とするあの一帯に、あそこ一つ一つの拠点施設を設ける。もう一つは高崎と前橋あたり、あそこにも相当のあれがありますから、ここにも一つの首都圏の持つ大きな機能を、重点を置く。もう一つは鹿島から水戸に至る線、ここに一つの拠点、百万都市をつくる構想で

いきますれば、東京の過密現象がなくなると同時に、もつと活力ある近代的な都市機能を持ったところの新しい都市ができる。それに投資をしたほうが有効であると私は判断しております。いま、地下鉄一キロやると、一キロ五十億以上かかるのです。路面電車は一キロやると十六億以上かかる。しかも、それで解決するかどうかと解決しない、ますます都会は過密化と公害と、それからいま御指摘のように非常な人間の精力消耗がある。これが一つだと思ひます。それからもう一つは、いまあなた御指摘になりました、企業それ自身に住宅を持たせる。それも先ほど春日さんが御指摘したように、社宅であるならばこれは解決しない。定年になってやめてしまえば、またそれにやらなければならぬので、これはたいへんなことだ。そこで私は、持ち家制度をそこにやる、こういうことを、実は私は党におるときから、昨年来、経団連、日経連、日商、経済同友会、これらの首脳部に申し入れて、その気になりつつあるのです。そうしてこれが御承知のように今回だいたい一、二まではなかなか問題にならない。導部との会議の席で、総評においても住宅問題を取り上げようということになったのは、その一つのあらわれだと思ひます。そういうふうにしたしまして、やはりこれは画一的ではなくて、みな創意くふうをしていかなければいけない。こう思っております次第です。

それから、先ほど統計がないといったのですが、いま調べたところが、一応の数字があるそうでございますから、一応いま御説明いたします。

○政府委員(大津留温君) 京浜地区でございますが、法人が持っております、これが住宅用地になる可能性のある面積、三千百六十万平方メートルです。

○高山恒雄君 大臣、時間がたつておりますから大臣に質問しますが、今度の違法建築に対する社会の苦情というものは、全くひどいものであったと私は思ふのです。

そこで、前回からの報告を聞いておりますと、大体東京都を中心にして六百人の監視員がいるといわれるわけですね。その中で五十余名の主事がいるということですが、百名ぐらい主事に昇格をさせて取り締まりをやる、こういう松永氏の御質問に対して答弁があるわけですね。私は、この状態で百名ぐらいいふやう、さらにまだ五十数名を新しく入れても、なかなか違反摘発とか、そういう指導とかいふものは十分でないと思ふのです。法律をつくってただ取り締まるというだけでは、民主主義の社会でありますから、もつと世論を尊重するという立場をとられてはどうか。ところが、先ほど実例を春日委員が申したように、私も聞いていますわけですが、窓口に付いても、こんな狭い土地に家を建てようとするのだから、隣の皆さん方がやあやあ言つても、地主は自分の土地に家を建てるのですから当然です。こういう取り扱ひをして、なかなか第三者の意見を受け入れてくれないというのが、現実の窓口なんです。それでこれはこの苦情が出るのは当然であります。しかも緩和して——私はあとでまた聞こうと思ひますけれども、大体の日照時間最低が二時間ぐらいか、私はこの要旨で見ると思ふのです。それはどこでも聞きまされども、そういう窓口の強化ですね、大臣、窓口の強化をして、そうして国民全体の住みやすい環境をつくつてやる、これが民主政治なんです。取り締まるだけの人を百五十人、二百人にふやして、そうしてほとんど取り締まる。取り締まったあとのその建築中止命令を出したところが、半年も一年もそのまま放任されて環境的にも悪い感じを与えておる、これがいまの現実だと思ふんです。したがって、もつと民主政治というものを国民世論、いわゆる近隣の人がたずねて来たならば、窓口でこの建築はこういう状態になつておるのだ、したがってこれは認可したんだ、だから皆さんのところの多少の日照権というものは奪われるかもしれませんけれども、この土地の狭い時期において、この法に従つてこれしかやれないのです。やつぱり

懇切丁寧にそうして教えてやる、あるいは違法建築をやつておるならなおさらのこと、その世論を聞いて直ちに調査をする、こういうシステムの取り締まりというものがなければ、二百数十万戸におけるこの東京都の戸数を、百人や二百人ふやしたところで、法律に基づいて取り締まるんだといつても、なかなかそれは実現するものではないと思ふんです。したがって、第三者の声を尊重すると、これがなければいかぬと思ふんです。この点大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 基本的に、そうあるべきだと私も思ひます。法律で押えるということとは、これは最後の手段でございます。本来ならば社会的良識によつてそういうことをお互いに自制し合うというのが、私は民主主義における良識ある社会のあり方だと思ひます。しかるに、戦後日本ではそういうことが、むしろ自分の権利を主張する場合に、法律に違反しなければ、あるいは法律に違反しておつても自己の利益を主張するということが新しい民主主義だといふ、一つの誤ったことが小学校時代からこれが定着して今日いろいろな問題が発生しておると思ふのでございませう。特に、こういうような過密都市においては、やもすればその意味に流されて、法律も権力も全部これが吹っ飛ばされて、その意味において、高山さんの御指摘になつたことも、これは非常に重大な意味があると思ひます。幸いにいたしまして、最近ではマスコミも土地問題、住宅問題、したがって不良住宅、建て売り販売、こういうものに対してきびしい批判が出てきたといふことは、非常にある意味におきましては、あまりにも現状が激しいので、これに対する一つの警告の意味でこれが出てきたといふことは、ある意味においては幸いだと思ひます。世論形成によつて、いまの不良の建築やまたその権利を乱用すると思はれる者を制御していくことが必要だと思ひます。そのためには、いわゆる監視員とか建築主事だけではなくして、これらの人々が行くときは、現場において処分するだけの執行官であるべきであつて、むしろ全都

民が一つの監視の目となつてこれは監視する。そのための道を民主的に開くといふことは非常に大事だと思ひますので、法律のほかに、そうした運営上のこれこそ検討を、いまの何か審議委員会とかあるいはまた建設省自体の研究の上、行政指導をいたしたほうがよろしいと思ひますので、そのような構想でこれから進んでまいりたいと思ふ次第でございます。

○高山恒雄君 もう一つ大臣にお聞きしたいのは、せんだつて委員会として認めていただきまして、建設省の建材に対する実地見学をさしていただきまして、私は、これは希望意見として大臣に申し上げたいのと同時に、大臣の考え方もお聞きしたいのですが、なるほど外国からも二十数名の方が来て、日本の近代的な建築に対する講習を受けておられる事態というものは、国際的な水準以上になつておると、こういう感を一方では受けまします。ところが、あまりにもお粗末な研究室ですね、大臣。大臣見られたですか。ああいうところで実際の研究ができるかといふと、私は十分なる研究は不可能だといふような感じがするわけですね。特に最近のこの発展というものは、言うまでもなく非常に短時間の間に発展しつつあります。そこで、この排煙の試験をしていただいたんですが、ああいう試験は近代産業の中にも、かなり私はあると思ふのです。ところが、予算の中には、他を見る、研究する、見て研究をする、というふうな予算の措置はないわけですね。あれではいかに高度の勉強を修めておられても、なかなか人間の頭には限界があると思ふ。しかし、工場を見学して、身をもつて体験した中で新しい研究をするといふことが、今日の時勢に即応した行き方ではないか。それがために、もつと研究室の予算も私は相当、そうした出張して見学もして、そうして研究に専念するべきだといふのが私の考え方です。なお、この学校を中心として、大学園地城というものを開発されるということになっておりますが、そこに政

府の研究機関というのは全部集約をするというところも報告を聞いておりますが、しかし、これは十年先のことで、十年の間に、やっぱりそれでいかという、十年どころか一年でどんどん進んでいく今日の時代に、大臣、少なくとも今度の予算ではどうにもならぬにしても、来年の予算には特別の予算を組んで、相当もつと高度な研究をやるべきだ、これが私の考え方です。どうお考えになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりと存じます。実は本年度予算を編成……ほとんど大部分骨格ができてしまつてから私が拝命したので、これも最後の政治折衝に入つたあとだつたと思ひますが、地建の局長や各付属機関の長を集めて私は会議を開いたときに、各局長並びにそれぞれの責任者の意見を聞いたときに、実はいまの技術研究と、それから地理院の予算が非常に悪いということをも自分で指摘しました。ところが、これは御承知のように、年々財政硬直の理由をもちまして、前年度何卒の増と、これだけでいっているところに、非常にこれは、それこそ私は端的に言つて、大蔵省の頭のこれは硬着していることである。これだけの公共投資を、建設省だけで使うのは二兆円近くの公共投資がある。これが技術開発され、有効使用ができることによって、私はオーパーに言うならば、千億単位の経済効果があるのじゃないか。ところが、大抵の皆さんは、道路をもう少し予算をふやせとかあるいは河川をふやせ、砂防をふやせというふうなことは言うけれども、研究費をふやせというところは国会でもわりあいに少ないのでございませう。先生なんか最もその希少価値だと私は思つておりますが、私は、その意味で、事務当局にも私は苦情を言つたんです。一体、予算編成期になつてどうだということ、これは少しおそい。平常の際において、それぞれの長けの経済効果があるのだ。したがつてこれだけの部面は現在の日本の社会情勢からいふべきだという資料をなせもつと早く出さぬのか。そしてまた、それに基づいて事前に大蔵省の担当主計官がおるはずだから、そこにも話を進めなさい。そうしてそれがなおだめなら私がいままでは関係折衝のときにはほとんどそういうことは問題にならずに、道路の予算とか、河川の予算だけで議論するということは、あまりにも大ざっぱ過ぎる、もう少しそういう点を勉強せよということ、実は指摘したわけでございます。これは非常に大事なことでございませう。私も十分に配慮いたしまして、これはせつかく国民からいただいた税金を使う立場からしても、非常に大事なことで、十分配意して進めたいと思ひます。

○高山恒雄君 まあ建設大臣も非常に感じておられる一つの研究室であつたかと思ひますので、いまの答弁でけっこうだと思ひます。委託研究室ならばあれでいいと思ひます。私は、しかし、委託研究というものは何を使つてものができておるんだという一つの書類に基づいて研究をするわけですね。したがつて、私はそういう面から見ても高度なものにすべきだ、それでなければ日本の建築の現状から見ても、今度の基準法の中に、御承知のように、病院とかあるいはホテルとか、いわゆる公共施設に該当するもの、そういうものは不燃焼建材を使わなくてはならないと、こういうのはつきり規定があるわけですね。ところが政府の研究機関で委託研究において、一体不燃焼建材というものはどういふものがあるのかわからないで、この前ちよつと資料ももらいましたが、あれじゃ家は建ちませんよ。すでにそういうものを法律ではつくつておりますけれども、しからば不燃焼建材というものは日本にはどれだけあつて、どういふふうにあるのかというところは、これは大臣おくれまうだけではないか。それでは法律が優先して取り締まるのか、ここらが非常に矛盾していると私は思ひます。したがつて、完全な不燃焼建材というものをを使えばそれでできるかという、なかなかいふ場合は私は不可能だ。

それからもう一つ、これは大臣の意見も聞きたいんですが、今度の大阪のあの火事、ガス爆発の問題ですが、これらでもいふゆる請負者、それから下請、孫請、こういう事態があるものと見ざるを得ません。ところが予算の中にそうした請け負いの費用の中に危険に対する管理予算というものは何にも組んでないんですね。もう孫請にいくともう消えちゃつてゐるんですよ。かりにその地下道をつくるという場合にここにはガスパイプが入つておるとか、あるいは配電が設置されておるとか、そういうことで非常に困難な工事になる。したがつて、危険管理的な費用というものは別に見てやるんだ、こういう請け負いのシステムが日本にはとられてないわけですね。したがつて、ガス会社はいわゆる希望意見として請負者に対してこういうガス管に対する危険物は、こういう取り扱ひしなくちゃいかぬと、こういつてガス会社が言つても経費が出てないんですから、いかにけんな取り扱ひをするのは当然のことですね。これも一つの矛盾です。あるいは大工事になれば、少なくともこの危険物に対する管理予算というものは別に組ませ、その別な予算の中で管理していく。したがつて、その管理はガス会社にそれだけ金をやさして管理するのだ、これくらいの措置をとるなら、私はあんまり大層にならなくて済んだと思ひます。こういう点を大臣、ほんとうにこの研究も私は先ほどから研究室のことを申し上げましたけれども、この基準法を改正するにあたりまして、結果的には研究がおくれているのだ、おくれれば法律が優先するのだ、それで政府は取り締まりをきつとやうとする、これでは建設的な行き方とは考えられない、こういう点を大臣どうお考えになつていらつしやるか。大阪の例は参考のために私は主張したのでありますけれども、私はほんとうにこの基準法、いわゆる建材の不燃焼というものがどれだけの建築が日本にはできるのかというバランスの不均衡ですね、これをどうお考えになるのか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど高山さんがおいでになる前に大阪ガス爆発について私は説明もいたしましたのでございませうが、まあ、それは重複を避けてあれとしまして、いづれにいたしまして、私は現在の日本の建設業のあり方が非近代的なあり方です。これはわずから数百円か数千円の届け出の金を出さずして、このたいへんな生命財産に關係ある業務がほとんど許可される、それから下請との關係も何ら法的規制がない。根本的にこれは建築基準法の問題と関連して建設業界のあり方が問題である。その意味で今回その点を明らかにするための建設法を出しておるのでございまして、この成立なくしては先生御指摘の点は、実質上不可能になつてしまふ。今後この建設法ができましたらば、下請に対してはどういう保護条件があると同時に、どれだけの義務規定があるかということができて、これは刑事上、民法上の権利義務をはつきり明定していく、そうして初めて私はできると思ひます。同時にいま御指摘になりましたように、今度はいままで地下工事等いろいろの工事にあつて起業者に全部だこれこれのことを順守してやれという訓示規定が、どうもその点は私はいままでこれでやってゐるからというわけです。そのままでいいということはないのじゃないかというところ、実は大阪ガス爆発事件を現地に現れた結果閣議で私は発言してゐるわけですね。これは建設省もいままでの工法でいままでの指導方法でまあいいのだといふふうな安易にいつてはいけな、根本的に再検討したほうがよろしい。それから必要がある場合においてはこれは通産省、関係庁といふ連絡して検討することにしたしておりますが、工法も指定することができるようになりましたらどうか、たとえば東京や大阪のような非常に埋設物のたくさんあるところ、交通の頻度の激しいところでは、こういうところ地下鉄やあるいは地下工事を申請してきた場合にこれこれの工法をもつてやれという条件をつけて、その工法でやらせるといふくらいのは強い指導をしていいじゃないか。これはたいへん人命に關係あることであるから、それだけに

したらどうかということまで指示していると同時に、ガスに対するいままでの認識があまりにも安易じゃなかったかということをおし上げしております。工事を見ますと、もうあの高圧、中圧のパイプがただジョイントしたところであつたことではないという考えで見ている。電線であるならば非常な嚴重な被覆をさしてある、水道管でもこのごろは大事なところは被覆されているのに被覆していないじゃないか、被覆さしてもいいじゃないか。それだけのことを私は命ずべきだ、そういうことを私は発言しておつたのでございますが、そういうことを私はいまして高山さんの御指摘の点は、私は全面的に大事なことでございますから、前向きでこれは推進してまいりたいと思ふ次第でございます。

○高山恒雄君 大臣はけっこうです。局長に聞きたいんですが、実際問題として、最初申し上げましたように、今度の法律の改正をしてみても、緩和をしてきた。そこで、この間、松永委員の質問にお答えになった、六百人中から五十四名の主事がある、百名ふやす、それに他から数十名の人をふやす、それで取り締まるということについては自信があるのかないのか、この点をひとつ確認しておいてください。これは非常に大事なことですね。一体、取り締まりというか、取り締まりの確認ができるかどうか。できなければ、一体どうするのか。こういう点をひとつ明らかにしてもらいたいと思ふんですね。

○政府委員(大津留温君) 現在も、非常に手不足で、確認の事務がおくれがちでございます。したがって、建築主事を増強しまして、建築確認の事務をスムーズに、速く処理するということが必要でございます。また、取り締まりのほうは、なおさら手足が不足いたしております。きわめて不十分な取り締まりしかできておりません。したがって、これを建築監視員という形で権限を与え、また機動力を持たせるために自動車等も与えまして、それで常時パトロールして、早く現場へ派遣するということだをえをとろう

というわけでございますが、そういう建築監視員の増強も全国で千五百名程度、東京ではおそらく百五十名程度にならうかと思ひますが、そういう人をふやして、受け持ち区域をきめて、常時取り締まらせるということ、従来に比しては格段の増強を見ることになると思ひますが、これではたして万全かとおしやいますと、これはやはりそれだけでもなかなか不十分な面が出てくると思ひます。そういう意味で、一般の市民の方々の御協力をいただく、つまりいろいろな違反の情報を提供していただければ、それを受けて、積極的に直ちに現場に回つて発見する、こういう態勢をとろうと考えているわけでございます。

○高山恒雄君 いまの問題について、私は大臣にも質問したように、大臣もやりたいと言われるが、一体事務当局として、その窓口をどう開いていくかということが、この問題の解決の一つの方法なんだね。先ほど春日委員も言われたように、私もそういう苦情を聞いておりますが、非常に冷淡な取り扱いをしておるの、今日の窓口ですね。したがって、窓口を強化する、苦情をできるだけ聞く、そして十分な説明をする。そして違反だと思つた建築については、直ちにそこに要員が行くと、こういうことをやるべきだと思ふのだが、大臣もよろしいと言つておるが、事務当局もそれでよろしいかね、やるお考えがあるかどうかね、その点。

○政府委員(大津留温君) そういう民間のいろいろな苦情あるいは情報を受け持つ、そういうものを専門に扱う係を設けて、そこでそういういろいろなお話を承つて、これを担当の建築監視員に通知する、そうすると監視員が受け持ちの区域にすぐ出て行くと、こういうようなシステムをとりたいて考えております。

○高山恒雄君 日照権の問題ですが、これもだいぶ苦情の出た問題ですが、この法律を改正した場合の最低の日照の時間というのはどのくらいだと思つておりますか。

○政府委員(大津留温君) この日照は、南側の家

屋とその北側の敷地に建てる家屋の相互の関係によつてきまるわけでございますが、この第一種住居専用地域で、一つの例、最も代表的な例といひますか、多く見られるであろう例を一つ引いて申しますと、敷地が八十平方メートル、二十四坪でございますが、そういう敷地に、建築面積が二十四平方メートル、七・五坪の二階家、したがつて、延べで十五坪になります。そういう家が建つておる、南側にそれと同じような家が建つとします。今度はいまの北側斜線制限ということ、二階家でございますと、敷地から約一メートル近く離すということになります。そういたしますと、北側に建てる住宅は、そのいまの二十四坪の中で、同じように北側から一メートル弱離して建つ、こういういたします。そういたしますと、冬至におきまして、二階の部分には日照が四時間ございます。一階の部分でもある程度日照が受けられる、こういう関係になります。

○高山恒雄君 それでは従来から見るとやはり相対日照権の侵害があるということですね。従来の法律から考えてみると、今度は日照権はある程度奪われた、いわゆる時間が短縮された、こういうことになるわけですね。

○政府委員(大津留温君) 従来に比べてまして日照は幾らか保護されることになるかと私は考えております。従来におきまして、その場所の指定の状況によつて違ひますけれども、かりに住居地域の住居専用地区、しかも東京の場合はいろいろ高度地区だとかいろいろございますけれども、従来の住居専用地区に比べて、今回第一種住居専用地域の北側斜線というものを新たに設けたわけでございますから、それはそれだけ日照は保護されるというふうに考えております。

○高山恒雄君 この北側斜線で緩和されると、こういうことですね。そうすると前よりもよくなつたと、こういう解釈をしてもいいわけですね。じゃあもう一つ、次に、三十条のこの改正ですが、この、長屋の共同住宅の各戸の界壁は、遮音上に最も必要な、いわゆる構造改革をしなくちゃ

いかぬ、こういうことが書いてあるわけですね。この基準に基づいて今後やろうとしますと、従来建つておるものはどう考えておるか、現在あるものは、それでもやっぱりこの遮音上必要とするものはこの法律ができればやっぱりやらなくちゃいかぬ、家主にやらす必要があると思ふのですね。そうすると、家賃の値上げというやうな問題も起つてくるのだが、この改正は、これから建てるものにそう考えておるか、いままである既存の住宅にもこの斜線をつくらうとするのか、この点はどうなつておりますか。

○政府委員(大津留温君) この規定に限りませんが、一般的に、規定が改正され、あるいは新設された場合に、現にすでに建つておる建物にはそれは及びません。これから建つものに適用になります。ただ、いま建つておりましたも、改築するとか、増築するとかいう場合には、この規定が働くわけです。

○高山恒雄君 それじゃ質問終わりました、私は附帯決議として、委員会として、この窓口の強化をはかるということですね。そして一般近隣者にもう少し手厚い取り扱いをして、そして未然に防いでいく、こういうことをやれば附帯決議としてやるべきだと考えておりますので、これは委員長の方でひとつ考慮していただきたい。これで私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(大和与一君) いま高山委員の御発言の附帯決議については、理事の間でいま取りまとめ中であるやうであります。したがって理事のほうにひとつお話をしていたら、こういうふうにならうかと思ひます。

本案に対する質疑は、本日は、この程度にいたします。

午前の審査は、これでやめて、午後二時十分まで休憩します。

午後一時二十一分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(大和与一君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案、本院先議を議題といたします。

本案は、去る三月十二日提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松本英一君 私は本法案の審議に入る前に、本委員会の運営について質問をいたします。ことに経済企画庁長官は、本院議員出身の国務大臣であることを強く指摘しながらお尋ねをいたします。

委員会の開会の日時、会議室及び会議に付する案件は、あらかじめ参議院公報をもって通知をされます。三月十六日曜日の参議院公報第四十四号によれば、建設委員会は午前十時、第十五委員室において、会議に付する案件として国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案と記録してございます。そして参議院規則第十章第五十六条の「会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならぬ」と規定され、したがって三月十七日火曜日の建設委員会會議録第七号によると、午前十時二十分に開会をし、出席者の中に政府委員の欄には経済企画庁政務次官山口シヅエ君、経済企画庁総合開発局長宮崎仁君となっております。この記録によつても明らかのように、経済企画庁長官の出席がなかったためであり、長官のお部屋にもこの記録はあると思ひますが、お読みになりましたかどうか、まず最初にお伺いいたします。

○国務大臣(佐藤一郎君) 中身は何つていますか、その議事録はまだ拝見をいたしておりませんが、その議事録はまた拝見をいたしてあります。

○松本英一君 中身は御承知でございます。それでは午前十時二十分に開会になったこの委員会の速記録は簡単でございます。「○委員長(大和与一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。本日は、国土調査促進特別措置法の一部改正案の審査の予定でしたが、経済企画庁長官の御出席が十時半までであつて、政務次官は来ており

ますが、質疑者の御意向をお伺いしましたところ、大臣にとりしても御回答をいただきたい、こういう御意向も強いので、本日は、残念ながらこれにて散会いたします。午前十時二十一分散会」で、いわゆる一分散会ということになります。国会法第七章、国務大臣及び政府予算の項に発言の通告として七十条には、「国務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならぬ」との規定されておりますが、どのような事情で本委員会を欠席なさつたのであるか、それをお伺いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 実は、当日私はこへ伺つたのですけれども、私のほうの内部の手続の行き違ひがありまして、うしろの部屋におりましたけれども、この委員会に顔出しをしないままに帰ることになりました。私自身もその行き違ひをまことに遺憾と思つております。そういう事情を御了承願ひたいと思ひます。

○松本英一君 午前十時に委員会が開議をされることは、大臣もよく御承知のとおりであります。その前日企画庁のほうからは、何の連絡も私のほうにはありませんでしたし、与党の理事の方にも連絡はあつておりません。このように本法案の審議に入るべきでないといふまことに遺憾な事態について、佐藤国務大臣に本委員会の審議を欠席してまでも出なければならぬ会議の目的、出席者等について明確な御説明を願ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 実は当日、御承知の経済審議会の答申案の最終的な決定を迫られておりました。時間があまりなかつたものでございまして、総理大臣と実はその説明並びに御意見を伺うということにしたいと考へておつたのであります。ただし私自身としては、もちろん国会が優先でございますから、国会の御都合が許されるものなら、こういうことでもして実は私は私のほうの内部の手続になりまして、事務局を通じて申し入れをお願いをしておつたやうなわけでありまして、ところが、私のその気持ちが必要しも十

分徹底をしておらなかつたやうでございます。私のほうとしましては、いろいろと御都合もおありのところを差し繰つていただいたものと思ひます。そして、今日予定どおり総理大臣と意見を伺ふ、こういうことであつたわけでございます。それが何か行き違ひということになつたやうであります。私自身もまことに残念に思つております。

○松本英一君 いま国会が優先するといふ大臣の御答弁がありました。まことにそのとおりであります。憲法第四章国会の項で、国会の地位及び立法権の規定が、第四十一条によつてなされております。「國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」これは憲法そのものが、國家の政治がだれの手によつて何のためにどうやつて行なわれるかを定めた、すなわち國家の根本的な規則が憲法であることは明らかであります。いま御答弁をいただきましたのは、総理に新經濟社会發展計画の最終的な説明をといふことでありますが、それは行政の問題であつて、立法の府を抜けてまでも説明に行かなければならなかつたそのときの出席者の人員を、重ねて御返事がありませんのでお伺いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 総理との会見のときのことですが、それは私と総理と官房長官、そのときには副長官も列席していたと思ひます。私のほうは、私が局長を連れて出向きまして、実は最終的な意見の調整を迫られておつたものですから、そういうことでやつたのですが、しかししも、国会のほうからそれは困るという、御都合がどうしても悪くて差し繰りできない、こういうことが私はつきりわかつておりました。もちろん何と力をするはずであります。先ほどから申し上げましたように、私自身はある程度その御了解を得ておつたものと思ひます。そして、さういふふうにしたわけでありまして、でありますから、ここにまず伺ひまして、さうして三十分間質疑をする、質疑に対して私がこころもつて三十分間、つまり十時半ま

でお答えをする。さうしてその後、あと午前中の残り時間をいま申し上げたやうな事務の予定に充てまして、さうして午後にもう一度また質疑をやつていただく、こういう手配が実はでき上がつておるものと思ひ込んで、私はこころもつて十時過ぎに伺つたわけでありまして、ただし理事等をやつておられるといふことで、この部屋に入るのは適當でないといふ私のほうの担当者のさういふサゼスチョンもありまして、私はうしろの部屋にずっと事実待つておりました。そのうちに散会ということが決定されたといふことを聞きまして、そして私は帰つたわけでございます。さういふ意味で、いふ所は行き違ひが重なつたんだと思ひますが、私自身はいたしましても、これは困つたといふことを痛感いたしました。まことに遺憾に存じております。

○松本英一君 その新經濟社会發展計画の説明会の企画をなさつた方に御答弁を願ひます。役人が行政を行ない、裁判官が罪人をさばくことができないことは、法によつて裏づけされておるからであります。これらの國家機關の中で最も強い政治機能を持つのが国会であります。それは国会を國權の最高機關と規定しておるからであります。いま大臣からの答弁があつて、よくわかつておれば出るんだといふやうなお話でございますが、企画された方、あるいは連絡をなさつた方の御答弁を願ひます。

○政府委員(相澤英之君) 三月の十七日、この委員会のごさいます前の週であります。多少先ほどの大臣の答弁と重複する点がございますが、三月の十七日と十九日に最終的な企画委員会をするという予定になつておりました。その前、その前に総理の時間をさいていただきたいといふことで、その前の週において内閣のほうに連絡をしておつたわけでございますが、総理の日程が非常に混んでおりました。さうして十七日の十一時から十二時までの一時間しかとれない、ということとを連絡を受けたわけでありまして、そのときは私

しか十二日だったというふうに記憶しております。そこで、三月の十三日の金曜日に、委員部に対し、十七日午前の長官出席は十時から十時三十分というところで、相談をしたわけでありましたが、その際、委員部から強い出席要求がありましたので、更に調整につとめました。しかし、総理の時間の都合もあり、十六日に正式に午前中は十時から十時三十分までの三十分程度にとどめていた。ききたいということ、私のほうの係から委員部のほうに御連絡を申し上げたわけでございます。したがって、こういった事情についてももちろん十三、十四、あるいは十六日という日があつたわけでございますが、あいにく万博の開会式等がございまして、御連絡申し上げるべき先生方もいらつしやらないと、これはまあ言いわけになつて恐縮でございますけれども、そういうようなことがございまして、私どももそういった点で連絡が十分にとれなかつた点について手落ちは認めますが、そのような事情もあつたということを、御了解いただきたいと思ひます。

○松本英一君 国会は名実ともに最高の政治機関であります。物価の問題や公害問題など国民の生活がますますなるか、この国会の審議あるいは議決にかかつております。電車やタクシーの運賃、住宅、税金、これをとつてもせんじ詰めれば国会の決定によつて左右される。あなたのきょうのおることは、事実であります。したがつて、行政の説明をなさるのに、立法院の本委員会の日程を第一され、どうしてほかの日にするとか前日あるいはその日の午後にとるかというふうな御配慮をなさらなかつたのか、その点、御答弁願ひます。

○政府委員(相澤英之君) 先ほどちょっとお答え申し上げましたが、もちろん私も委員会の審議というものを最も優先的に考えるべき立場にございまして、そういう予定が十分にわかつておりますれば、もちろんそれを先にするということができております。しかし先ほど申し上げました

とおり、この企画委員会を十七日に最終的な計画の審議をするために開くというのが、そのほかのその後、続く経済審議会の日程の関係上なかなか動かさなかつたというところがございます。その前に最終的に総理の御意見を伺ひ、また調整をする必要というものが出てまいりまして、それでそのために総理の時間をさいてもう御連絡をしたわけでございますが、それがどうしても十七日の十一時から十二時までしかとれないということだつたもので、それから遺憾ながら、その点をまずその計画について総理の御意見を伺うということに充てまして、そしてその委員会との調整はまずその十時から十時三十分までの間にお願ひをし、それでもし終わらない場合はまた午後一時に引き続きましてお願いしよう、こういうことで十六日に御連絡を、委員部のほうに申し上げた次第でございます。

○松本英一君 大蔵次官から昭和四十二年の神奈川県地方区の補欠選挙で立候補され、参議院議員になられた。一昨年の七月の選挙でも参議院に御当選になり、将来のホープとされ、政界入りをされた。しかも今回の内閣改造で佐藤総理からじきじきの御指名で大臣になられたあなたとしては、国会の委員会よりも総理に対する説明が重要であると言ふかもしれません。これは委員会軽視あるいは国会軽視の態度として非常に遺憾なことである。したがつて、今後委員会の審議に差しさわりのない時間の説明を開くよう、総理の予定表を調整すべきであると考えております。そのような佐藤内閣の国会軽視といわれるような態度を企画庁長官が示しては、あなたの将来にもかかわることである。今後かかる事態が発生しないよう長官の明快な御答弁をいただいて私の質問を終わります。

○国務大臣(佐藤一郎君) まことにおっしゃる通りでございます。私も国会を軽視する気持ちは少しもございしません。したがつて委員会を開催そのものについてこれを延ばしていただくとか、そういうことはもちろん考えてはおりません

でして、十時に始まりまして、十時半から十二時までの間だけ席をはずしていただく、もしそれがお許し願ふならば、こういうことであります。ところが、そしてまたもしもそれがいろいろな事情でお許しのないことであれば、もちろん私もそれをあえてしてお願いをするという趣旨ではございません。そういうことで私のほうで誤解をいたしまして、ただいまのようになりなりましたこと、私いろいろな手違いとは申せ、私自身も遺憾に存しております。まあ今後こういうことのないように、ひとつ連絡等について十分手配について善処をいたすように心がけたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 国土調査法が制定されたのは二十七年。そしていま提案になつておられる国土調査促進特別措置法が議員提案で提案されたのが三十七年。したがつてこのときに相川勝六君が提案の説明に、国土調査法という調査という事業は先進国はもう五十年、百年も前にやつておる。わが国ではとうてい過去の十数年を振り返つて見ても、少なくとも調査をしようとする対象に対して一〇％にも満たないような調査しかできない。だから社会党と共同提案でこの法律をつくつたのだという説明をしてらるわけだ。したがつて二十七年にこの法律が制定された、そして国土調査法が制定された三十七年に、この特別措置法が提案され成立をした。この時点までの調査の実績というものはどのくらいになつておるか。これは先ほどこの委員会の始まる前に局長に、宮崎君にお願いしておいたのは、その実績がどのくらいのものになつておるかということ、むしろこれには対象とする地籍が六万五千平方キロくらいはあるのではないかとおもうのですが、そのうちのどれを対象として、どのくらいを対象としてどの土地を考へられておつたのかそれを説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘のとおり国土調査事業は、昭和二十六年に法律が制定されて以来実施をいたしてまいつておるわけですが、

なかなかこの事業の進捗が思うように進まないこともございまして、昭和三十三年には国土調査法の改正も行なわれ、さらに昭和三十七年に、本日御審議をいただきます国土調査促進特別措置法がつくられました。促進をはかるということ、だぶ事業量もふえてきておるわけでございます。

そこで現在までの実績をいたしましては、昭和二十七年始めましてから、たとえば地籍調査でありますと二万六千六百六十六平方キロができておるというところでございまして、さらにその中で昭和三十三年に促進特別措置法ができて、十一年計画がつくられました。この十一年計画に基づいて三十八年度から四十四年度までに実施した分が先ほどの二万六千六百六十六平方キロのうち一万八千七百六十四平方キロというふうなことでございまして、最近だいたい進んでおる。昭和四十五年ではこの分について三千六百平方キロ余を見込んでおりますが、そういう形で進んでおる。けれども、なおまだこの全国三千七百万平方キロ、その中でも平野部が約三分の一程度でございますが、こういった調査が必要であると思はれる面積に對しまして、一段の促進が必要である、こういうことで今回の法律の改正をお願いしておるわけでございます。

過去の実績につきましての具体的な内容、これにつきましては詳細な資料がございまして、町村数で見ますと、実施市町村数は九百八十八市町村といふことになつております。土地分類調査等につきましては、まだこれは最近具体的に進み出したものでございまして、進捗程度は悪うございまして、地籍調査のどの市町村が行なわれているかといふことにつきましては、もし御必要がございすれば、図面その他の資料がございまして、それによつてごらんを願ふようにしたいと思います。

○田中一君 それでは資料を、地図で示すのが一つ、府県別の地図、それに数字を書いたものを添付して出していただきたいと思います。

○政府委員(宮崎仁君) それは提出をいたしま

す。

○委員長(大和与一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大和与一君) 速記をつけて。

○田中一君 この促進法を提案したときに相川勝六君はこう言っておられた。開墾可能な土地を中心にするのだと言っておられた。これは全域やるには千年かかるだろうから、これは千年かかる問題は言いませんが、少なくとも当時の食糧事情から考えたのでしようけれども、可能な六万五千平方キロに対して行なうのだ、そのためにそれを中心に促進するために、推進するためにこの促進法を出すのだという提案をしております。今日ではもう逆に休耕地もふえる、転用地もふえるといった農地に対処するところの経済的な要求というものは激変しているわけです。そうすると対象を変えなければならぬ。また土地調査法が提案された二十七年の時点においてはこういうことを言っておられた。臨海工業地帯等、それらの土地を先に調査するのだ、こう言っておられた。むろん一ぺんにとりて、十年たつたつて一割もできないということになる、これはとうてい日本の国土全部の地籍なりあるいはその他高度の利用という面からみると、その調査は完成されないと思うのです。だから時の経済的要請によつて土地の正確な地籍並びにこれに關するところの諸調査ですね、水の問題もあるだろうし、あるいは水質の問題もあるだろうし、そういう点も対象にされておられるのが、今度この新十カ年計画の目的は、何をどう調査するかということについての答弁をお願いしたいと思います。これはむろん今回のやつはこれは政府提案になつておりますね。しかし三十七年の提案されたときにはこれは議員提案なんです。だからこれを受け継いだ政府としては、対象をどこにしようかと十年間に行なうところのものは資料に出ておられますけれども、どういふ形で何の目的でやるのかという点を、ひとつ説明願いたいと思うのです。

○國務大臣(佐藤一朗君) これはもうよく御存じ

のうちに、先般の新全国総合開発計画、これを政府といたしましてつくつたわけでございます。それであつた六十年を目途とするところの国土利用についてのいわばビジョン、こういうものをつくるにつかまして、やはりその基礎的な基礎になるものをしっかりと固めていかなければならない、こういうこともございまして、それにつけても今日までの調査の実績がまことに遅々としております。それで、これをもう少し量的にも大いに拡充をしていかなければならない。それから、御存じのように今度の新全総計画では、かつていわれる新産業都市というよりなことで開発を一種の拠点主義と、こういうものをそのときにとつておりましたが、どうもこの新産業都市的な拠点方式というものが必ずしもうまくいかなければならない、こういうような声もありまして、今度新全総というところで全国土というものの再編を、全国的な規模でやり直さなければならぬ、こういう構想もございました。

そこで、われわれといたしましては、新全総計画に見合つた考え方にとつて、御存じのように新全総計画では広域的なプロジェクトというものを中心にして開発再編を進めていくと、こういう立場をとつておたつたのですから、今回は従来の国土調査というものが、どちらかというと、モデル方式と言つて語弊がありますが、限られておることです。それからやむを得ないのですが、一種のそういう考え方でも進めてまいりましたが、さらにそれを発展的に拡充してまいらう。そうして新しい新全総計画のこの広域的なプロジェクトによつて、この国土再編の推進と、こういうものに合つたようなものにしていったらどうだろうか。そこで、従来国がどつちかという中心をやつてまいりましたが、その地方その地方の広域的な地方開発計画というものは、やはり地方の府県等の創意工夫というものをやはり加えていく必要がある、そういうようなことから同時に府県にも今後分類調査に参加してもらつて、こういうことも一面に考える必要がある、ということ

で、新全総計画の作成を契機にいたしまして、さらに質量ともにこの問題についての発展をはかりたい。実はそういう気持ちで今回の改正案を御提案申し上げるような経緯になつたわけでございます。

○田中一君 それじゃ何も促進法をいじる必要はないわけですね。少なくとも三十七年に政府は自分の非を悟り、この促進法によつてせめて事業が促進したというこの実績を買つてそれに従うというならば、促進法は時限法でけつこうなんです。当然それがあるべきなんです。促進法を時限法として、これを廃法とする。そして本法の基本法の基礎法のこの国土調査法を十分に手直しをして、新全国総合開発計画に見合うような非常に現実的な法律に変えていくべきじゃないですか。一つの法律があつて、その法律がこうした促進法という法律によつてじゃなければ動かないというこれはなかりかと思うのですが、なぜそこに手を加えなかつたかという理由を、ひとつ御説明していただきたいと思います。

○政府委員(宮崎仁君) いま御指摘の問題でございますが、確かに三十七年に促進法ができましたときに、そういう点についていろいろ議論があつたことは承知いたしておりますし、またこれに基づいて仕事をしておりました。またこれが、その当時の問題意識をいたしまして、全国の農耕地——可耕地ということを使つておりますが、その農耕地を中心に地籍調査を進めていくと、こういうことで前期の十カ年計画四万二千平方キロというのはつたわけでございます。その後、いまちやうど大臣が御説明になりましたように、国土の利用の形も非常に変わつていふやうな状況になつてまいりました。また、この仕事そのものも進めなければならぬということから、わが国の面積は御承知のように三十七万平方キロでございますが、このうちでいわれる、平野の部分、農耕地、宅地、原野等につかまして、この十カ年ぐらゐの間に地籍調査を終了してしまふというくらいにひとつこれを進めなければならぬ

い、こういう問題意識をわれわれは持つたわけでございます。そしてこういつた農耕地、御承知のように六万五千平方キロほどございまして、原野その他入れて一万二千平方キロくらいになります。これにその周辺の山林も加えて調査を必要とするところというところになります。大体十二万平方キロくらいものを調査すれば、ほぼこういつた必要となるのは大体カバーできる、こういう考え方に立つておられるわけでございます。それに基づいて今回の……

○田中一君 宮崎君、君はほくの質問に答えなさい。

○政府委員(宮崎仁君) それではその場合において、促進法という形でいくべきか、あるいはそういうものをむしろ、時限法的なものとしてこれによつて進めていくかという問題はございまして、御承知のようにこういう調査計画にいたしまして、あるいは各種の公共事業等にいたしまして、やはり長期の計画を持つて、そしてこれによつて計画的に進めていくということが財政上の措置をつける、その他の問題につきましてもやはり有効でございますし、またこれを実施する各市町村あるいはこれを指導していただく府県というやうなところにおいての長期の計画を国土調査法上つくることになりましたが、そういうものの指針としてもこれを使つていきたいというやうなことがございまして、この際、促進法を改正して新たな十カ年計画をつくらう、こういうことに私も考へた次第でございます。

○田中一君 国土調査法が十カ年計画を立てることができない理由はどこにありますか。

○政府委員(宮崎仁君) これは御承知のとおり、強制的な形で計画を立てることは、もちろんできますけれども、そういう長期の計画を立てようというものでありたいとしますと、現に促進特別措置法というものがございまして、長期の計画を立て促進するという法律があるわけでございますから、その法律をひとつ改正をさしていただい

○田中一君 促進法の提案者が、現在の調査法だけでは政府は仕事をこなさないのじゃないか、調査という実績が伸び悩んでいるのだ、したがって、政府に対して不信任感を持ってこれを議員提案として出したわけなんです。国土調査事業というものに対しては、衆参両院とも政府に対して不信任を出したというような現状で出たものなんです。政府は金を扱っている大蔵省に使われているものじゃございません。事業の伸びというものは、大蔵大臣が全部金を持っているのだ、だから自由になるという性質のものじゃないわけです。ちよろど私は三十七年にだれが大蔵大臣をしたかちよつと忘れていますが、政府が真剣に国土

○田中一君 新全総、この計画は従来ともに地方計画の積み重ね、むしろこの地方計画には多種多様あるのです、もうこれはね。これも国民がはなはだ迷惑することであって、新産都市がある、あるいは工業、あるいは特別都市というよりなもの、もう数限りない。おそらくこれはちよつと数えたら何十とある。したがって新全総計画というのは、やはり地方計画の積み重ねがそうなってきたのだと思います。そうすると、それが

条件となつて都道府県にも事業をさせると、こう
いうことになつてゐるのか、国土調査法、本法に
は明らかに都道府県が事業を行なうことができる
のです。この促進法ではこれはできない。しか
し、本法ではできるわけですね。したがつて、な
るほど各道路関係には、地域的な差があるものだ
から促進法というものもあります。基金を政府が
出しているものもあります。しかし、これは何々
水系の促進法とか、何とかかとかという一つ一
つ部分的な問題を出せばきりが無い、立法作業と
いうものは、法律というものは少ないことが一番
いい。いたづらに官僚のえらさをひけらかすよう
なことになるのです。簡素な法律でもつて、その
法律の精神にわれわれ民族が慣行として従うくら
いのよい政治が行なわれると、行政が行なわれ

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘の点は、私どもよくわかるわけでございますが、この新全総計画の性格についていまお話ございましたが、これはやはり地方の計画の積み重ねという性格ももちろん持っております。しかしこれを全国的にどう配置するか、この点につきまして土地利用の問題あるいは都市の配置の問題、人口の配置の問題あるいは工業の配置の問題、こういうことを国の計画としてきめよう、このための開発方式その他については詳しいことは申し上げませんが、そういった全国をながめての国土の利用の基本計画という意味でこれはつくられたものでございます。したがって各地方の計画の考え方というのは、この計画の第二部というのがつくってございまして、第一部との斉合性を考えながら第二部もつくられて

そこで、この計画の最も大きなねらいは、従来太平洋岸ベルト地帯あるいは大都市地域に偏しておったわが国の土地利用を、今後二十年近い間に、全国土を利用するように、これは持っていかなければならない。そうなりますと、これに対応いたしまして、そういった全国土の地域についての詳細なデータというものが必要になるわけでありまして、そういったものの基本としてこの国土調査というものを考えたわけでございます。したがいましてこの全国計画の第三部に国土調査十力年計画を新しくつくるということを、昨年五月に閣議決定するときに入れてございます。そういうことでこれを進めてまいるわけでございますが、その中において特に今後問題になるのは、先ほど御指摘のとおり、必ずしも農業開発というような問題だけではなくて、大きな規模の工業地域の開発、都市の開発というよりなことが問題になってまいります。したがってこういった具体的なプロジェクトについて土地分類図というようなものをつくっておきまして、これを利用して、そういう開発プロジェクトを進めていくことが必要になってくる。従来土地分類調査につきまして、いろいろ技術的な問題もございまして、全国五万分の一でおおいますと千二百枚ぐらい要るわけでございますが、このうち五十枚ぐらいをいわば一つのモデル調査として国が直接実施してきたわけでございます。これを今回そういった考え方によりまして具体的なプロジェクトが考えられるような地域を大体全部取り上げてやれるように持っていくということ、全国土の四分の一ぐらいの面積になりますが、三百枚ぐらいを今後の十力年でやっていくと、こういう考え方に切りかえてございます。

第十二部 建設委員會會議錄第十一号 昭和四十五年四月十四日 【參議院】

いう名前をつけてございますが、都道府県が行なうたさいまのプロジェクトに結びつく調査、これを十カ年計画の一つの大きな柱にしたい、こういう考え方でございまして、したがって促進法の中にこういつた都道府県が実施する土地分類調査というのを書き込みたい、こういうことでこの改正案の中に入れたような次第でございます。

○田中一君 新全総計画は、あなたのほうの家がでさうしたの去年の五月でした。これはわれわれのほうには配布にならないと思うんですよ。全国会議員には配布にならない書類だと思ふんです。それは、当委員会はあなたの方のほうとの接触がしばらく絶えておつたものだから。したがって、きょうあらためて全委員に新全総を全部配布していただきたい。そうして今度の目的が新しい配置、先ほど宮崎君に頼んでおいたように、過去の問題と現在とを——過去の問題というのは認証を受けたもの、新しく計画されようというものは、この宮崎局長の説明の中にあつたものは、おそろくそれに従来やつた調査の中でそこに入るものがあると思うんです。それらを区分けしてひとつ示していただきたいと思ふんです。

そこで、いま地方計画の集合体じゃないということをおつたけれども、結局基礎になつておるのは地方計画でしよう。ただ、コントロールはしてやるでしよう。調整はしてやるでしよう。なぜならば、昨年の秋ごろからその声が出て、ことしになつてからは設備投資というものを相当大幅に縮めて、この設備投資を縮めてというところは、新全総計画の大きな展望の中の日本産業の分布構造というものをどう変えるんだということから、現在の設備投資に対する、昨年からもだいぶ縮めておりましたけれども、ことしになつてから極端にあらゆる面において一番大きな問題は資金の問題で締めつける。しかしこれは日本の産業構造、生産というものをどう計画的につくるかというんじゃないで、物価の上昇を何とかして人為的に押さへよう、政府の力で押さへようということに

考え方のものがあつて、いまのような設備投資に對するところの抑制をはかろうとしてるにすぎないと思ふんです。ほんとうに経済企画庁が、日本の産業構造なり生産というものを對するところの計画性というものが、政府としての意思でもってそれがきまつてゐるものなら、それとしてお示しを願ひたいと思ふんです。私は、いままでの全国総合開発計画というものの当初から常に地方計画の集積が全国計画だということを指摘しておるんです。これは二十年前からこれを指摘しておるんです。ではだめだと、どうしても政府が日本の経済というものを、それを中心に考えるならば、いまのような自由経済でなくして、計画的なものを持たなきやならぬと、こういうことを常に要求し続けておつたわけなんです。絵にかいたもちじゃ困るんです。しかし一面、地方地方のそれこそ小さな計画から集積されたところの全国の総合計画というものが、相当大きな指針になるのは当然でありまして、宮崎局長は国がこれをつくるのだという形でもってこれができたと言ふならば、一面鉄鋼生産なり、あるいはその他の生産というものに對するところのはつきりした確固たる計画を持つてゐるかというところについて説明を願ひたいと思ふんです。これがさうだということなら、これがさうなんだというものをお示し願ひたいと思ふ。

○国務大臣(佐藤一郎君) ちょっと田中さんの御質問が私に十分わからない点、また御指摘願ひますが、いまの金融引き締めの問題ももちろんわれわれとしては物価と関連する総需要対策として行なつてゐるのであります。これをいゝゆる適正に資源配分を行なうとか、立地の適正化にこれを資するといふ、こういう問題ではもちろんありません。現在行なつてゐる金融引き締めはそういう意味で行なつてゐないことは、これははつきりしてゐます。そこで、一方において新全総計画はこれは昭和六十年といふことでいふ先のビジョンになりますけれども、しかしただ文書だけでは非常に抽象的であるといふので、今日において可能な限りのフレームワークの数字的な作業をしており

ます。しかし、非常に多くの仮定、仮説を前提としてゐる数字なんです。でありますから、しかもこれは実質価格の計算でやつておりますから、これが将来具体的な適用といふことになりまして、そのときどきの名目価格によつてこれまた具体化されなければならぬわけなんです。そうしてまた非常に伸縮性を持たせてあります。前提としてのフレームワークにすぎませんから、いゝゆる計画そのものという性格までは残念ながらまだいゝてないわけなんです。これは今日の事情からしてやむを得ない、可能な限りのフレームワークをつくつていくのだ、こういうことです。そしてあとこれらをどう具体化するといふことは、さらにたゞとせば今回の新経済社会発展計画、これはまた六十年でなく五十年までのものを考へてゐるわけですね。そういうようなことで、それぞれ具体化の手続はこれからのことになるわけなんです。そういう意味においては、ある意味においてはビジョンでありまして、それから肉づけをするといふことの作業は逐次これを行なつていく、しかしそれにしても、ある程度のフレームワークはついておる、大体こういう性格のものであります。

それでいま御質問の趣旨ちょっと私はわからなかつたんですが、その問題とそれからいゝゆる今回の改正の問題との関係ですか、そのところちょっと私……

○田中一君 いま宮崎君から、いいですか、政府は政府としての基本的な計画を持つてゐるのだ、それが新全総計画だといふようにほくは聞いたんですが、しかしそれがほんとうに政府が責任を持つてゐる計画——責任を持たなければならぬでしよう。そうして、日本は私企業ですから、それについていかなければならぬ、その計画にかなければならぬ、合わせなければならぬといふことになる。それがさうなのか、それは政府自身が責任を持つといふ性格のものなのか。従来の全国計画といふものはどこまでも地方計画の集積が全国計画であつたんです。むしろそれには競合するものや何か手直しはしておる、調整はしてお

る。本質的にそれは何かということなんです。

○国務大臣(佐藤一郎君) そういう意味ですか、そういう意味ではこれは一つのビジョンです。そうしてこれはフレームワークのついたビジョンであります。やはり今日ビジョンないままに国土の再編とか、あるいは各種の公共投資といふものが、いわばビジョンなしに行なわれるといふところに、いろいろの問題があるわけですから、大きな方向づけをやはりこれでもって行なつてゐるという意味であります。それでももちろん、しかしそれにしてもいま申し上げたように、ある程度数字がないとびんときません。そういう意味でもって前提としての数字的なフレームワークといふことがここに入つておる。しかしその肉づけは私がいま申し上げたように、もつと具体的なものはこれから逐次つくつていく、そういうものはたくさん含まれております。それからまた、それをつくつていく過程において、まさしくあなたが御指摘になりましたように、地方の意見あるいは地方の計画、こういうものが非常に貴重なデータになる、これは明白であります。まあ地域計画といふものは、それは形はたとへ中央がつくつたにしても、その中身において、やはり地方の意見、地方の計画といふものは大きな土合になる。これは私は間違いないところいゝゆる思つております。ですから中央、地方で合作していかなければいけなくなるということですね。

○田中一君 そりするとそこに今度は目的の問題、この新十カ年計画の目的は、いま言つた全国総合開発計画に乗つた地点の調査をやるのだというところなんです、その点は宮崎君どうなんですか。

○政府委員(宮崎仁君) いま大臣からお答えがございしましたように、この計画の内容といたしましては、多分にビジョン的なものでございまして、できるだけ具体性を持たせたいといふこと、この計画の内容としては、いゝゆる大規模開発プロジェクトと申しておりますが、具体的プロジェクトをできるだけ書き込んでいく、こういう

ことにいたしております。第一部の全国について基本計画、その最後のところに書いてあるわけでございますが、これにつきましては、まだこの期間に行なわれるであろうものの全部は実は書かれておりません。いまの段階で調査その他が済んでおりまして、大体固め得ると思われるものが書いてございますが、いづれにしても今後調査をしていく、追加をするものも含めまして具体的なプロジェクトの想定というものはかなり入っております。こういうものにつきましては、それに必要な土地の面積がどのくらいであるかというような想定もできておりますので、そういう具体的なプロジェクトが行なわれるであろう地区について先ほど申しましたように、土地分類調査を行なっていく、これに必要な事業量というものを織り込んでおります。したがって、この土地分類調査の対象予定面積というものが中身が、全部いまプロジェクト別に張りつけておるわけではございませんけれども、相当部分は、これは来年度からでも実施する、調査に見合せて行なわれていく。特に大規模工業地区等につきましては、現にそういう形での事業計画が今年度から行なわれる、こういうふうになろうと思っております。畜産開発等についてもそういう配慮が行なわれるはずでございます。そういう形で具体的なプロジェクトの想定とあわせて、この事業をきめていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田中一君 この十九億のことしの予算というものは、いま説明されたところに重点的に配賦されるというところにむろんなるわけですね。

○政府委員(宮崎仁君) 地籍調査あるいは土地分類調査等につきましては、当然そういう配慮を加えていきたいと思っております。

○田中一君 そうなると非常に早く出していただきたいのは、過去の調査の実績です。これが全国的にたとえば二十七年から三十七年までの十九年間はどのような調査をしたか、どの地点の調査をしたか。これは三十七年から四十四年までの分は、これはわかっておりますね。先ほども言った

ように、可耕地と言っております。いわゆる食糧開拓、開墾可能な地点の調査をやったと、こういうことになっております。今度は新しく新全総の計画によつて十カ年計画やるのだ、五十五年までやるのだ、こういう目的が明らかになっておりますから、過去のいままでの調査というものをひとつ分類して出していただきたいのです。これがもたらえるところは大体的にはわかるのです。

そこで第二段の問題で、新十カ年計画というものは、これはいよいよやらなければならぬと、この資料で出てくるものを見ましても、相当多角的な計画を持つてゐる。しかし何といつても十九億、これは事業費ですね。これの負担は幾らになりますか。三分の二でしたか、二分の一でしたか。

○政府委員(宮崎仁君) 十九億一千九百万と申しますのは予算額、国費でございます。補助率は三分の二でございます。ちよつと資料の表示がそういう意味で間違つておるようでございますが、そういうことでございます。

○田中一君 そうすると、これは十九億は事業費になつてゐるが、これは国費ですね。事業費は、三分の二補助だから総額幾らになるのですか、ちよつと計算してみてください。

○政府委員(宮崎仁君) 約二十九億になります。いま正確な数字は計算いたします。

○田中一君 それでいままでの二十七年間になりますか、二十七年間の年々の事業費をひとつ資料で出してほしい。

○委員長(大和与一君) 宮崎局長、先ほどから田中委員が発言中に資料を要求されておりますが、それはみんなおわかりになつた上で返事をしておるのでしょね。よろしうございませうか。

○政府委員(宮崎仁君) はい。

○委員長(大和与一君) それでは承知されました。

○政府委員(宮崎仁君) 二十七年以降の事業量、予算等につきましては、資料がございませうから提出をいたします。

○田中一君 いまの資料は、できるなら二十七年から四十四年までの分はひとつ物価の値上がりというファクターを入れて計算してみてくれませんか。物価の上昇というものを入れながらですね。だから、何をいいますか比率を、数字を入れてほしいのだが、どうだろう。

○政府委員(宮崎仁君) この資料は、事業量つまり実際の数量とそれから事業費と両方出ておりますから、平均した単価は出ておるわけでございます。して、その単価の上昇率については計算をいたしまして、それでおわかり願えるようにいたしたいと存じます。

○田中一君 そうお願いします。

そこで、この水の調査というのは、水の何をやるのですか。水質ですか、それとも水量ですか。それでこの水、今度これは三千五百六十二万七千と、これは何をやってゐるのですか、水の調査というの。

○政府委員(宮崎仁君) 国土調査法によります水の調査の内容といたしましては、降雨量の調査、あるいは流量計、雨量計その他の配置の台帳の調査、あるいは特定の水系についての利水現況施設の状況等の調査を行なつております。こういった調査でございますので、かなり長期にわたつて行ないますが、この成果を簿冊にし、図面にする、こういうことで実施をしておるわけでございます。

○田中一君 もう少しいままでの実績ですね、これを拜見してから質問したいと思ふんですよ、いままでの実績を。

そこで、それはそれとして、ひとつお願いしたいのは、最近の国土調査は、従来は公共団体が自分ではやっておつた。最近はどうも民間の測量事務所に委嘱する仕事が多いやうであります。この委嘱する場合も、一応国が補助金を出しているのだからあとは幾らでやろうと知らないというところで、補助さえやればいいんだ、対象だけが調査ができればいいのだというお考えでやつてゐるのか、あるいはこの量、事業量に見合ふい

ゆる基準の費用というものの、一平方キロ幾らというふうな形で出しているのか、予算の算定の内容というものを、ひとつ示していただきたいと思ふんです。むろんこれにはいま言う水の調査とかいふ地籍の調査あるいは分類調査などいろいろ費用も違うと思ふんですが、測量という一つの仕事の場合にはどの程度の、たとえば一人の測量士の日当は幾らだか、その費用ですね、それひとつ内容を説明していただきたい。

○説明員(坂井芳水君) それではいまの経費の算定について御説明申し上げます。

地籍調査の標準単価につきましては、調査の工程の作業にそれぞれ見合はした人員等を出しまして、それに見合はします人夫賃、旅費、材料費、器具費、消耗品等を対象といたしまして、これを積算しております。そのもとになつておりますのは、ただいままでやつてまいりました実績等を土合にいたしまして、材料費、人件費の上昇等を把握いたしましたして事業費を算出したしております。ただいまのところ測量士、いわゆる先生先ほど御質問のようにほとんどこれは一部市町村でせなければならぬ直営を除きまして、測量のほうはこれはいづゆる業者に発注いたしております。積算に使つております測量士は地域によつてこれは変わりますけれども、一日二千円ないし千九百円、それからそれに従事します測量補助の人夫賃は八百五十円というところで積算いたしております。

○田中一君 このいまの測量士の一日の日当二千円ないし千九百円というものは、これは妥当なものですか。

○説明員(坂井芳水君) 建設省のきめております日額の旅費規程がございまして、それで現在きまつてゐるわけでありまして、場所によつて非常に無理な点もございまして、しかし大体現在やつておりますのは比較的的地方が多いやうでございますので、いまのところ何とかそれでいけるものと思つておりますが、まあ予算の増額を要求してゐるわけでございます。

○田中一君 その手元の人たちの賃金はどのくらいに計算しているのですか。

○説明員(板井芳水君) 一日八百五十円でござい

ます。

○田中一君 ひとつこれも資料として、その内訳を全部出してみて下さい、諸掛かりというものを全部。それからこの調査の項目が五つくらいありますから、これは五つのうち水の調査などはこれはじかにやっているからいいとして、測量士を使う仕事というものを一ぺん出して

みて下さい。私はなぜこんなことを聞くかという

こと、三分の一の補助金を出しているのだという

こと、地方財政がこうした問題でもって相当持ち出しをしているのじゃないかという気持ちがある

のです。どうも最近の傾向として、最近という

か、いままでの貧困時代の日本の戦後の姿からずつと引き続いて二十四年間、二十五年間で、常に、内輪というより、同じ補助率とはいえないが

ら、比率とはいえないながらも半分以下の費用しか負担していないのが、いままでの政府の行き方なんです。どう考えても、測量士が一日二千円ないし

千九百円の日当でやれるものじゃないと思うのです。民間で行なっているところの測量士の日当、建設省来ていますか。

○説明員(原田美道君) はい。

○田中一君 一体、町の測量士の、これはあなたの国土地理院が日当、諸掛かりのなにはしている

のでしょう。何というか、認可というか、単価を出しているのじゃないですか。それはどのくらいのものなんです。

○説明員(原田美道君) 測量全般につきまして、現在、本省、各地方建設局協力いたしまして新しい日額単価、これは外注の場合でございますが、民間に出す場合、両方ございまして、直契のほう

はちょっと別にいたしまして、先ほどの金額でございまして、外注のほうの単価につきましては基準とそれからいわゆる歩掛かり、これをたいてい

つくっております、いずれ近くまとまるわけでございますが、金額は主任測量士で大体一日五千

円近く出しておるわけでございます。

○田中一君 そこで民事局から来ていただいたからちよつと伺いますが、現在のこれは登記法が変

わつて、これはこの調査ができ上がつて登記を受ける、自動的に土地台帳に登録されるわけですね。いまの制度ではどうなっていますか。

○説明員(枇杷田泰助君) 認証を受けると、それに伴いましていわゆる登記簿と台帳の一元化の完了しているところは登記簿の地籍を訂正いたしますし、完了していないところは土地台帳の地籍を訂正することになっております。

○田中一君 国土地理院と法務省民事局の間でもって常に問題になっているのは、御承知のようにあなたの方、国土地理院のほうは測量士を監督する立場ですね。それから土地家屋調査士という職務に対しては、これは民事局が掌握してあら

ゆる日当、諸掛かりその他を全部見ているわけ

です。そうしてこの土地家屋調査士という法律を見ますと、おのずから測量業務と土地家屋調査業務というものは自然と分類されておるわけなんです。これもお二方とも御承知でしょうね。そう

すると、その中で常に問題が起きているのは、測量士が土地家屋調査士の業務範囲をおかしているという

ことが往々あるわけなんです。そこで、伺いたいんです。これはそういうことがある。たとえば、記録に残すために、ひとつ、枇杷田君のほうから、土地家屋調査士の職分はこれこれだという説明をしていただきたい。

○説明員(枇杷田泰助君) 土地家屋調査士の職分は、土地家屋調査士法の第二条で規定されてお

りまして、不動産の表示に関する登記を申請することに必要な調査、測量及びその申請手続をすること

が土地家屋調査士の職分でございます。

○田中一君 測量士の職分をひとつ説明してく

ださい。

○説明員(原田美道君) 測量法施行令によりまし

て、測量法から除外される測量が規定されてお

ります。それによりますと、「建物に関する測量」ということがござい

ます。それから非常に小さい、百

万分の一の非常に小さな縮尺の小縮尺図でござ

います。それからいわゆる一般の土木測量で、たと

えば「横断面測量」とあるとか、そういうきわめて局地的な測量は、測量法の「公共測量」からも除外

されておまして、測量法の対象外にしておるわけでございます。

○田中一君 そこに、競合するものは測量とい

うことだけですか。あとは、もしいまの両者の説明の中の、専門的に言うから、現象としてのサイ

ズがわからなくなつてくるけれども、その点ひとつ明らかにしてほしい。これは枇杷田君から説明

してください。

○説明員(枇杷田泰助君) 具体的に問題になりますのは、たとえば道路を新しくつくろうというやうな場合に、その道路の事業計画を立てる際に、測量をしなければならぬというところで測量業務が出てまいります。と同時に、その測量に従つて道路をつくりました結果は、登記所のほうに分筆という形で登記の申請が行なわれるわけござ

います。そうしますと、事業計画を立てる際の段階での測量と、その成果が登記所に出てくるというところでは、同じ測量というものが、土地家屋調査士の側からいいますと、調査士法の分野ではないかというふうに見られますし、また、一般の公共測量というふうな観点からいいますと、測量士の分野ではないかと。一体どこにその切れ目があるのだろうかというところで、実際上の問題が起きているように承知いたしております。

○田中一君 国土地理院のほうはどうなの。

○説明員(原田美道君) 測量法では、確かに測量の技術の面ではそういう共通の面がござい

ます。長さを量る。あるいは角度をはかる。それから登記の面につきましては、測量法は何事もいって

いないわけでありまして、そこで、いまおっしゃられたような問題が、確かにあると思

います。

○田中一君 というような違いがあるので、これはひとつ……こうして今度新十カ年計画が五十五年を目途に、新しい計画を十カ年間立てるん

で、総額はどれくらい予定してゐるんですか。十カ

年間の現在見ているところの計画的な数字は。

○政府委員(宮崎仁君) ただいま一応予定して

おります十カ年計画の数字といたしましては、十カ

年計画の事業費、これは事業費というものは国費であらわしておりますが、約四百四十億と予定して

おります。

○田中一君 四百四十億ですか。これで大体予定されている新全総の計画の地点は完了するのですか。

○政府委員(宮崎仁君) ちよつと先ほど申し上げましたように、地籍調査につきましては、大体平野部と、これに関連する山林を含めまして、全部で十二万キロぐらいが必要と見ておりますが、そのうち、この十カ年で八万五千キロ考えております。すでにやつたものが二万六千キロござ

いますので、このほか、各省が実施する部分も若干期待できると思

いますので、ほほ、必要となることはできることにはなるのではないかと

思っております。

それから、先ほどプロジェクトとの関係で申し上げました土地分類基本調査につきましては、十二万六千キロ見込んでお

りまして、大体想定されるところはカバーできさうだと、こういうふうに考えております。

○田中一君 それじゃあ先ほど注文した例の資料ですね、それ、次の委員会までにひとつ出して

ください。それを拝見した上でもってまた質疑をいたしますから、きょうはこれで終わります。

○委員長(大和与一君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は散会します。

午後三時四十六分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設業法改正法案の今国会成立に関する請願(第一四〇九号)(第一四一〇号)(第一四三三

号)(第一四三四号)(第一四三五号)(第一四四六号)(第一四七〇号)(第一四八四号)(第一五

六号)

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一六五八号 昭和四十五年四月一日受理

建設業法改正法案の今国会成立に關する請願
請願者 山口市東滝二、一〇五社団法人山口県建設業協会会長 藤本作一外 六百三十九名

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一六五九号 昭和四十五年四月一日受理

建設業法改正法案の今国会成立に關する請願
請願者 名古屋市中区栄二ノ一二ノ一五東海地区建設関係団体連合会内 中 田守光外百名

紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一六九九号 昭和四十五年四月二日受理

建設業法改正法案の今国会成立に關する請願
請願者 京都市中京区押小路通柳馬場東入ル橋町六四五京都建設業協会内 大藪政次郎外二百八十二名

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一七〇〇号 昭和四十五年四月二日受理

建設業法改正法案の今国会成立に關する請願
請願者 鹿児島市中町九ノ一三社団法人鹿児島県建設業協会会長 加賀正義 外五百二十名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一四四三三号 昭和四十五年三月二十七日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 東京都文京区千石二ノ四二ノ七 奥村敬

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四五七号 昭和四十五年三月二十八日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 千葉県習志野市実根町本郷二四 六 橋本一夫外百名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四五八号 昭和四十五年三月二十八日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 横浜市戸塚区和泉町二、一三三 山口伸子外九十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四五九号 昭和四十五年三月二十八日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 東京都新宿区東大久保二ノ二五 八 小川清巳外百名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四六〇号 昭和四十五年三月二十八日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 埼玉県与野市鈴谷九九五ノ四 沢 田重一郎外八十名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四六一号 昭和四十五年三月二十八日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 埼玉県浦和市三室七二八ノ三 岡

紹介議員 野良雄外百名

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四六二号 昭和四十五年三月二十八日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 東京都世田谷区豪徳寺二ノ一六ノ二〇 勝瀬直久外五百五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一四六三三号 昭和四十五年三月二十八日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 埼玉県朝霞市岡九六九ノ二 高橋 保外七十五名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一五一三三三号 昭和四十五年三月三十日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 東京都文京区白山五ノ七ノ一七東 京土建文京支部内 小池進

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一六三三九号 昭和四十五年四月一日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 東京都文京区千駄木三ノ二七ノ一 横田良雄

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一六九四号 昭和四十五年四月二日受理

建設業法・建築基準法の改正案反対等に關する請願
請願者 神戸市須磨区友ヶ丘二ノ一〇二 松栄義久

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、本州四国連絡橋公団法案

本州四国連絡橋公団法案
本州四国連絡橋公団法案

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 管理委員会(第八条―第十七条)

第三章 役員及び職員(第十八条―第二十八条)

第四章 業務(第二十九条―第三十三条)

第五章 財務及び会計(第三十四条―第四十四条)

第六章 監督(第四十五条―第四十六条)

第七章 雑則(第四十七条―第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条―第五十四条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 本州四国連絡橋公団は、本州と四国の連絡橋に係る有料的道路及び鉄道の建設及び管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、本州と四国の間の交通の円滑化を図り、もつて国土の均衡ある発展と国民経済の発達に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 本州四国連絡橋公団(以下「公団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、二億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び政令で定める地方公共団体は、前項

の規定により公団がその資本金を増加するとき
は、公団に出資することができる。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登
記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、本州四国連絡橋公団と
いう名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四
十四条及び第五十条の規定は、公団について準
用する。

第二章 管理委員会

(設置)
第八条 公団に、管理委員会(以下「委員会」とい
う。)を置く。

(権限)
第九条 公団の事業計画、予算及び資金計画並び
に決算は、委員会の議決を経なければならない。

(組織)

第十条 委員会は、委員七人及び公団の総裁をも
つて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選によ
り選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委
員長に事故がある場合にその職務を代理する者
を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 委員のうち三人は、公団に出資した地方公共
団体の長が(公団に出資した地方公共団体が二
以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同
して)推薦した者のうちから任命しなければな
らない。

(委員の任期)

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員と
なることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請
負を業とする者で公団と取引上密接な利害関
係を有するもの又はこれらの者が法人である
ときはその役員(いかなる名称によるかを問
わず、これと同等以上の職権又は支配力を有
する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかな
る名称によるかを問わず、これと同等以上の
職権又は支配力を有する者を含む。)

三 公団の役員又は職員

(委員の解任)

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該
当するに至つたときは、その委員を解任しなけ
ればならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当する
ときは、その他委員たるに適しないと認めるとき
は、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと
認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅
費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものと
する。

(議決の方法)

第十六条 委員会は、委員長又は第十条第四項に
規定する委員長を代理する者のほか、委員及び
総裁のうち三人以上が出席しなければ、会議を
開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決
する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に

出席させて、必要な説明を求めることができ
る。

(委員の公務員たる性質)

第十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十
五号)その他の罰則の適用については、法令に
より公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁
一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総
理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところ
により、総裁を補佐して公団の業務を掌理
し、総裁に事故があるときはその職務を代理
し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び
副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁
及び副総裁に事故があるときはその職務を代理
し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を
行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出
することができる。

(役員の任命)

第二十条 総裁及び監事は、建設大臣が任命す
る。

2 副総裁及び理事は、建設大臣の認可を受け
て、総裁が任命する。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、四年とする。ただ
し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間と
する。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員
となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者
を除く。)

二 日本国有鉄道の役員又は職員(非常勤の者
を除く。)

三 第十三条第一号又は第二号に掲げる者
(役員の解任)

第二十三条 建設大臣又は総裁は、それぞれその
任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至
つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役
員となり、又は自ら営利事業に従事してはなら
ない。

(代表権の制限)

第二十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相
反する事項については、これらの者は、代表権
を有しない。この場合には、監事が公団を代表
する。

(代理人の選任)

第二十六条 総裁及び副総裁は、理事又は公団の
職員のうちから、公団の主たる事務所又は従た
る事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外
の行為をする権限を有する代理人を選任するこ
とができる。

(職員の任命)

第二十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員に
ついて準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 その通行について料金を徴収することができる道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条の一般国道で本州と四国を連絡するものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行なうこと。
 - 二 本州と四国を連絡する鉄道施設の建設及び管理を行なうこと。
 - 三 前号の規定により建設した鉄道施設を有償で日本国有鉄道に利用させること。
 - 四 第一号の道路又は第二号の鉄道施設に係る災害復旧工事を行なうこと。
 - 五 その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。
 - 六 第一号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。
 - 七 前各号(第三号を除く。)に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
 - 八 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき、次に掲げる業務を行なうこと。
 - イ 長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究
 - ロ イに掲げるもののほか、第一号の道路と密接な関連のある道路(道路法による道路をいう。第五十条第一項第三号において同じ。)の新設又は改築
 - ハ イに掲げるもののほか、第二号の鉄道施設と密接な関連のある鉄道施設の建設
- 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。
- 一 前項第一号の道路で高架のものの新設若しくは改築又は同項第二号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。
 - 二 委託に基づき、前項第一号の道路で高架のものの新設若しくは改築又は同項第二号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。
 - 三 公団は、第一項第六号及び前項の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。
- (基本計画)
- 第三十条 建設大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを變更するときは、同様とする。
- 3 運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第二項第二号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを變更するときは、同様とする。
- 4 建設大臣は、第一項の基本計画を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。この場合において、県知事である道路管理者が同意をしようとするときは、その統轄する県の議会の議決を経なければならない。
- 5 運輸大臣は、第二項の基本計画を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、鉄道建設審議会に諮問しなければならない。
- (工事実施計画)
- 第三十一条 公団は、政令で定めるところにより、第二十九条第一項第一号及び第二号の業務をあわせ行なうるとき、又は同項第一号若しくは第二号の業務を行なうるときは、前条第一項及び第二項の基本計画又は同条

第一項若しくは第二項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 前項の工事実施計画に定めるべき事項その他同項の認可の申請に關し必要な事項は、主務省令で定める。

3 公団は、第一項の規定により工事実施計画を作成し、又は變更しようとするときは、政令で定めるところにより、当該工事実施計画に係る道路の道路管理者又は日本国有鉄道に協議しなければならない。

4 公団は、前項の規定による日本国有鉄道との協議に係る工事実施計画について第一項の認可を受けたときは、当該工事実施計画に關する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

(鉄道施設の利用料の額の基準)

第三十二条 公団が、第二十九条第一項第三号の規定により鉄道施設を利用させる場合における利用料の額の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

(業務方法書)

第三十三条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令・建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十五条 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 公団は、前項の規定により事業計画を作成

し、又は變更しようとするときは、政令で定めるところにより、鉄道施設に係る部分について、日本国有鉄道に協議しなければならない。

3 公団は、第一項の認可を受けたときは、事業計画、予算及び資金計画に關する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十六条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないなければならない。

3 公団は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び本州四国連絡橋債券)

第三十八条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は本州

四国連絡橋債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百一一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第四十条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受

けなければならない。

（余裕金の運用）

第四十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他の建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第四十二条 公団は、建設省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（建設省令への委任）

第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

（監督）

第四十五条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

（解散）

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第四十八条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

一 第三条第二項、第四条第三項、第二十条第二項、第二十三条第三項、第二十九条第二項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第四十二条の認可をしようとするとき。

二 第十一条第一項又は第二十条第一項の規定による任命をしようとするとき。

三 第十四条第一項若しくは第二項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による解任をしようとするとき。

四 第三十六条第一項又は第四十三条の承認をしようとするとき。

五 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

六 第四十二条又は第四十四条の建設省令を定めようとするとき。

第四十九条 運輸大臣又は建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第三項、第三十三条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十条又は第四十二条の認可をしようとするとき。

二 第三十条第一項又は第二項の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

三 第三十三条第二項又は第四十四条の運輸省令・建設省令又は建設省令を定めようとするとき。

四 第三十六条第一項又は第四十三条の承認をしようとするとき。

五 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（主務大臣等）

第五十条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、建設大臣

二 第二十九条第一項第一号の道路及び同項第二号の鉄道施設の共用に供する橋その他の工作物の建設及び管理並びに当該工作物に係るその他の業務に関する事項については、運輸大臣及び建設大臣

三 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び道路に係るその他の業務に関する事項（前号に規定する事項を除く。）については、建設大臣

四 鉄道施設の建設及び管理並びに鉄道施設に係るその他の業務に関する事項（第二号に規定する事項を除く。）については、運輸大臣

第三十一条第二項の主務省令は、公団が第二十九条第一項第一号及び第二号の業務をあわせ行なおうとする場合にあつては運輸省令・建設省令とし、公団が同項第一号又は第二号の業務を行なおうとする場合にあつては建設省令又は運輸省令とする。

（他の法令の準用）

第五十一条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第五十二条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又

は職員は、三万円以下の罰金に処する。
第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣又は運輸大臣若しくは建設大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十四條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(公団の設立)

第二條 建設大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定による指名をしやうとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に對して、公団に對する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、建設大臣に對して、設立の認可を申請しなければ

ならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に應じた地方公共団体に對し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込みがあつた日)において、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

6 建設大臣は、第一項の規定により設立委員を命じ、又は第三項の認可をしやうとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本道路公団及び日本鉄道建設公団からの引継ぎ等)

第六條 日本道路公団が日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第十九條第一項第一号の規定により行なつてゐる本州と四國を連絡する道路に係る調査に関する事業及び日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)第二十一條第一項の認可を受けた工事実施計画に基づいて行なつてゐる本州と四國を連絡する鉄道施設に係る調査に関する事業は、公団の成立の日から、公団が第二十九條第一項第一号及び第二号の業務又は同項第一号の業務として行なうものとする。この場合においては、日本道路公団及び日本鉄道建設公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

第七條 前条の規定により同条に規定する調査に関する事業を公団がその業務として行なうこと

となつた時において当該調査に関する事業に關し日本道路公団又は日本鉄道建設公団が有する権利及び義務は、その時において、公団が承継する。

第八條 公団は、日本道路公団又は日本鉄道建設公団が附則第六條に規定する調査に関する事業を行なうために要した費用を日本道路公団又は日本鉄道建設公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団又は日本鉄道建設公団が協議して定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団若しくは日本鉄道建設公団の申請に基づき主務大臣が裁定する。この場合において、主務大臣が裁定したときは、同項の協議が成立したものとみなす。

4 主務大臣が第二項の認可をしやうとするときは、又は前項の規定による裁定をしやうとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(経過規定)

第九條 この法律の施行の際現に本州四國連絡橋公団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十條 公団の最初の事業年度は、第三十四條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十五條第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

第十二條 公団の成立の際現に日本道路公団の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百四條の二第一項の復帰希望職員であるものが、公団の成立の日から附則第六條後段の規定

による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして国家公務員共済組合法第二百四條の二の規定を適用する。

この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「本州四國連絡橋公団」と、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「当該復帰希望職員が本州四國連絡橋公団の職員となつた日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員」と、「及び公庫等」とあるのは「並びに日本道路公団及び本州四國連絡橋公団」とする。

第十三條 公団の成立の際現に日本道路公団の職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四十條第一項の復帰希望職員であるものが、公団の成立の日から附則第六條後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして地方公務員等共済組合法第四十條の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「本州四國連絡橋公団」と、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「当該復帰希望職員が本州四國連絡橋公団の職員となつた日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員」と、「及び公庫等」とあるのは「並びに日本道路公団及び本州四國連絡橋公団」とする。

第十四條 公団の成立の際現に日本国有鉄道の職

員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四十條第一項の復帰希望職員であるものが、公団の成立の日から附則第六條後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして地方公務員等共済組合法第四十條の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「本州四國連絡橋公団」と、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「当該復帰希望職員が本州四國連絡橋公団の職員となつた日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四國連絡橋公団の職員」と、「及び公庫等」とあるのは「並びに日本道路公団及び本州四國連絡橋公団」とする。

員である国鉄共済組合の組合員（公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号。以下「法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下「組合員」という。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公団に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公団職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続き公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の法第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公団職員として在職し、引き続き復帰したとき（その後六月以内に退職したときを除く。以下同じ。）は、法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのほつて、法第六章（第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五条第一項中「組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同

じ。）」とあるのは「組合員」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団若しくは公共企業体」と読み替へるものとする。

4 復帰希望職員が引き続き公団職員として在職しなかつたとき（引き続き日本国有鉄道に復帰したときを除く。）は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第十五条 鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及日本鉄道建設公団」を「並日本鉄道建設公団及本州四国連絡橋公団」に改める。

第四条第二項中「又ハ日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団又ハ本州四国連絡橋公団」に改める。

第九条第四項中「若ハ日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団若ハ本州四国連絡橋公団」に改める。

（公職選挙法の一部改正）
第十六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二項第二号中「若しくは外資埠頭公団」を「外資埠頭公団若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

（土地収用法の一部改正）
第十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二の次に次の一号を加える。
七の三 本州四国連絡橋公団が設置する鉄道の用に供する施設

（道路法の一部改正）
第十八条 道路法の一部を次のように改正する。
第二十条第一項及び第三十一条中「若しくは

日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第十九条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「阪神高速道路公団」の下に「本州四国連絡橋公団」を加える。

（道路整備特別措置法の一部改正）
第二十条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「若しくは阪神高速道路公団」を「阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

第七条の六の次に次の五号を加える。
（本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の新設又は改築）

第七条の七 本州四国連絡橋公団は、道路法第十二条、第十七条第二項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同条第四項の規定により成立したものとなされる協議を含む。）にかかわらず、本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第 号）第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に係る一般国道（以下「本州四国連絡道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

（本州四国連絡道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可）
第七条の八 本州四国連絡橋公団は、前条の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路について料金を徴収しようとするときは、建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 本州四国連絡橋公団は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、当該認可に係る道路の道路管理者に協議しなければならない。

（本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修繕等）
第七条の九 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同条第四項の規定により成立したものとなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。

（本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修繕等の特例）
第七条の十 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適当であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。

2 本州四国連絡橋公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 本州四国連絡橋公団は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

(本州四国連絡橋公団による道路管理者の権限の代行)

第七條の十一 第七條の規定は、本州四國連絡橋公団が第七條の七の規定に基づき本州四國連絡道路を新設し、若しくは改築する場合、第七條の九の規定により本州四國連絡道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合又は前條第一項の許可（同條第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて本州四國連絡道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合に準用する。

第九條第一項中「日本道路公団又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団（以下「公団等」という。）」に改め、「第七条の三第一項の認可」の下に「若しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可」を加える。

第十條の見出しを「(公國等の行なう有料の道路に關する工事の公告)」に改め、同條第一項中「日本道路公國又は首都高速道路公國若しくは阪神高速道路公國」を「公國等」に、「若しくは第三條第一項」を「第三條第一項に」、「又は第七條の二」を「第七條の二に」、「工事を行なう」とするときは「工事又は第七條の七の規定に基づく本州四國連絡道路の新設若しくは

改築に関する工事を行なおうとするときは」に
改め、同条第二項中「日本道路公団又は首都高
速道路公団若しくは阪神高速道路公団」を「公
団等」に改める。

第十條第二項中「第五條第一項の許可」の下に、「第七條の十第一項の許可」を加え、「又は第八條の二第二項の許可（同條第三項の許可を含む。以下同じ。）」を「若しくは第八條の二第二項の許可（同條第三項の許可を含む。以下同じ。）」又は第七條の八第一項の認可」に改め、「当該許可」の下に「又は認可」を加える。

第十二条第一項中「第五条第一項の許可」の下に、「第七条の十第一項の許可を加え、又は第八条の二第一項の許可に係る道路」を、「若しくは第八条の二第一項の許可に係る道路又は第七条の七の規定に基づき新設し、若しくは改築した本州四国連絡道路」に改め、「当該道路」の下に「又は本州四国連絡道路」を加える。

第十條第一項中、「第三條第二項第六号」を「第三條第二項第六号」に改め、「部分について」の下に、「第七條の八第一項の認可をしよ」とするときは同項の料金に係る部分について」を加え、同條第二項中「第五條第一項の許可」の下に「又は第七條の十第一項の許可」を、「第三條の二第二項第二号」の下に「の料金に係る部分について、第七條の八第一項の認可をしよ」とするときは同項」を加える。

第十四条第二項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、「第五条第一項の許可」の下に「又は第七条の十第一項の許可」を加える。

第十四条の二中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に、「又は第七条の二」を、「第七条の二、第七条の七又は第七条の十第一項」に改める。

第十五条第一項中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、「阪神高速道路の新設若しくは改築に関

する工事」の下に、「第七条の七の規定に基づく本州四国連絡道路の新設若しくは改築に関する工事」を加え、同条第二項中「若しくは第七条の三第一項の認可」を「第七条の三第一項の認可若しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可に」、「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第十六条第一項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第十條第一項中「以下「日本道路公団の管理する一般国道等」という。及び「以下「首都高速道路公団の管理する首都高速道路」という。」を削り、「又は阪神高速道路公団が」を「阪神高速道路公団が」に、「以下「阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」という。）」を「又は本州四国連絡橋公団が第七條の七の規定に基づき新設し、若しくは改築し、第七條の

九の規定により維持、修繕及び災害復旧を行ない、若しくは第七条の十第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行なう本州四国連絡道路(以下「公団等の管理する一般国道等」という。))に、「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「当該公団等」に改め、同条第二項中「日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高

「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「当該公団等」に改める。

第十八条中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に、「若しくは日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を「又は公団等の管理する一般国道等」に、「若しくは当該一般国道等の道路管理者、当該首都高速道

路の道路管理者又は当該阪神高速道路」を「又は当該一般国道等」に改める。

第十八条の二（日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路）を「公団等の管理する一般国道等」に、「又は阪神高速道路公団」を「阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団（以下「公団等」という。）」に改める。

第十九条の見出しを（公団等の行なう有料の道路の管理等に關する費用）に改め、同条第一項中「及び日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を「又は公団等の管理する一般国道等」に、「又は阪神高速道路公団法」を、「阪神高速道路公団法又は本州四国連絡橋公団法」に、「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「当該公団等」に改める。

第二十條第一項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、
「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、
同条第二項中「日本道路公団、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、
同条第三項及び第四項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第二十一条中「日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を「公団等の管理する一般国道等」に、「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、「第七条の六」の下に「若しくは第七条の十一」を加える。

第二十三条中「及び第七条の二」を、「第七条の二、第七条の七及び第七条の十第一項」に、「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高

速道路公団」を「公団等」に改める。
第二十四条中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第二十五条中「及び第七條の二」を、「第七條の二、第七條の七及び第七條の十第一項」に、「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第二十六条第一項中「及び日本道路公団の管理する一般国道等」に「日本道路公団、首都高速道路公団の管理する首都高速道路に關し首都高速道路公団に、阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路に關し阪神高速道路公団」を「又は公団等の管理する一般国道等」に當該公団等」に改め、同項第一号中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、同条第二項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改め、同条第三項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第二十六条の二中「首都高速道路公団の管理する」を「又は第七條第一項に規定する」に、「又は阪神高速道路公団の管理する」を「若しくは」に改める。

第二十七条第一項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に、「若しくは日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を「又は公団等の管理する一般国道等」に改め、同条第二項中「首都高速道路公団の管理する」を「又は第七條第一項に規定する」に、「又は阪神高速道路公団の管理する」を「若しくは」に改める。

第二十八条(見出しを含む)中「日本道路公

団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に、「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第二十九条中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第三十条第一項中「日本道路公団の管理する一般国道等」を「第七條第一項に規定する日本道路公団に關する道路」に、「首都高速道路公団の管理する」を「第七條第一項に規定する」に、「阪神高速道路公団の管理する」を「第七條第一項に規定する」に、「許可」とする。を「許可」とし、第十七條第一項に規定する本州四國連絡道路を本州四國連絡橋公団が管理し、又は管理しようとするときにおいては、同法第二條第二項、第三十二條第二項若しくは第四項、第三十三條、第三十六條、第四十二條第一項、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十條第一項、第三項若しくは第四項、第七十一條第四項若しくは第五項、第七十二條第一項若しくは第三項又は第九十二條第四項中「道路管理者」とあるのは「本州四國連絡橋公団」と、同法第二十四條又は第四十一條中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び本州四國連絡橋公団以外の者」と、同法第七十一條第四項中「道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條第三項の規定又はこれらの規定に基く処分」とあるのは「道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條第三項の規定又は道路整備特別措置法第七條の十一において準用する同法第七條第一項第六号、第七号の二、第九号、第九号の二、第十一号若しくは第十二号の

規定により本州四國連絡橋公団が代わつてするこれらの規定に基く処分」と、同法第七十二條第一項中「第二十四條又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七條の十一において準用する同法第七條第一項第六号又は第七号の二の規定により本州四國連絡橋公団が代わつてする第二十四條本文又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とする。に改め、同条第二項中「日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を「公団等の管理する一般国道等」に改め、同条第五項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第三十一条中「若しくは日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を「又は公団等の管理する一般国道等」に、「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)
第二十一条 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項及び第三項中「若しくは日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団若しくは本州四國連絡橋公団」に改める。
(公共用地の取得に關する特別措置法の一部改正)
第二十二條 公共用地の取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二條第二号中「又は日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団又は本州四國連絡橋公団」に改める。

(所得税法の一部改正)
第二十三條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中北方領土問題対策協会の項の次に次のように加える。

本州四國連絡橋公団法(昭和四十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第二十四條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中北海道東北開発公庫の項の次に次のように加える。

本州四國連絡橋公団法(昭和四十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第二十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二中北方領土問題対策協会の項の次に次のように加える。

本州四國連絡橋公団法(昭和四十五年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中北海道東北開発公庫の項の次に次のように加える。

本州四國連絡橋公団法(昭和四十五年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第二十七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の四第一項第二号中「阪神高速道路公団」の下に「本州四國連絡橋公団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十八條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法

律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「阪神高速道路公団」の下に「本州四国連絡橋公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 本州四国連絡橋公団の業務の監督その他本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「阪神高速道路公団」の下に「本州四国連絡橋公団」を加える。

第四条第六号中「第十三号の四」を「第十三号の五」に改める。

第五条の四の見出しを「(日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官)」に改め、同条第一項中「第三条第十三号の四」の下に「及び第十三号の五」を加え、「日本道路公団監理官」を「日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改め、同条第二項中「日本道路公団監理官」を「日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第三十条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の二の次に次の一号を加える。

三十三の三 本州四国連絡橋公団を監督すること。

第二十一条第五項中「日本鉄道建設公団監理官」を「日本鉄道建設公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改め、同条第六項中「日本鉄道建設公団監理官」を「日本鉄道建設公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改め、「第二十七条第一項第五号」の下に「及び第五号の二」を加える。

第二十七条第一項第五号の次に次の一号を加

える。

五の二 本州四国連絡橋公団に関すること。
第二十七条第三項中「第五号」を「第五号の二」に改める。

第三十八条第二項の表鉄道建設審議会の項目的欄中「及び日本鉄道建設公団」を「並びに日本鉄道建設公団及び本州四国連絡橋公団」に改める。

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、住宅基本法案(衆)

住宅基本法案

住宅基本法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 住生活の基準(第六条―第八条)

第三章 住宅の供給の促進(第九条―第十四条)

第四章 住宅地における居住環境の整備等(第十五条―第十八条)

第五章 住宅災害に関する施策(第十九条・第二十條)

第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等(第二十一条)

第七章 行政組織の整備等(第二十二條)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の住生活の安定向上が国民生活における緊急かつ重要な課題であることにかんがみ、国民の住生活に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の住宅に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住宅対策を強力に推進し、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国の責任)

第二条 国は、すべての国民に対し健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保し、国民の住生活を適正な水準に安定させるため、一世帯一住宅一人一室の実現を目途として、住宅に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、住民に対し健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた住宅に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国民の協力)

第四条 国民は、国及び地方公共団体の住宅に関する施策が円滑に行なわれるように協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

第二章 住生活の基準

(住宅の基準)

第六条 国は、国民の住生活の向上を図るため、住宅の規模、構造及び設備並びにその居住環境について、国民が健康で文化的な住生活を営むに足る適正な住宅の基準を定めなければならない。

(住居費の負担の基準)

第七条 国は、国民の住生活の安定を図るため、住居費が国民の負担能力に応じた適正なものとなるように、住居費の負担の基準を定めなければならない。

(住宅の基準等の確保)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が前条の基準による住居費の負担で第六条の基準に適合する住宅に居住できるようにするため、住居費について補助を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 住宅の供給の促進

(住宅の建設に関する長期計画)

第九条 国は、住宅の建設を総合的かつ計画的に促進するため、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即して、住宅の建設に関する総合的な長期計画を策定しなければならない。

(低額所得者等に対する住宅の供給)

第十条 国及び地方公共団体は、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な対価で住宅を供給するため、公営住宅等の建設を促進するとともに、公営住宅等に一定期間居住した者に対しこれを譲渡する制度を設ける等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、住宅に困窮する低額所得者等に対する住宅の供給を促進するため、その者に対し適切な規模、構造及び設備を有する住宅を供給する事業を行なう者等について、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図るとともに、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(持家建設の促進)

第十一条 国は、自ら居住するため住宅を必要とする者の住宅の建設を促進するため、その者に対し、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図るとともに、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(民間融資の促進)

第十二条 国は、銀行その他一般の金融機関が行なう住宅の建設等に必要資金の融通を円滑にするため、当該資金の貸付けについて保険を行なう制度の整備を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十三条 国は、第十条第二項及び第十一条に規定するもののほか、住宅の供給を促進するため税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

する。

(宅地の供給の促進)

第十四条 国及び地方公共団体は、住宅の供給を促進するため、国土の総合的な開発及び利用に關する計画に即応して、居住環境の良好な宅地の大規模な開発を行なうとともに、土地価格の安定その他宅地の供給の促進に關し必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、土地価格の安定その他宅地の供給を促進するため、税制上の措置につき必要な考慮を払ふものとする。

第四章 住宅地における居住環境の整備等
(住宅地における居住環境の保護)

第十五条 国及び地方公共団体は、住宅地における良好な居住環境を保護するため、都市計画に基づいて土地利用の適正化を図るとともに、国民の住生活に障害をもたらすおそれのある原因を除去するため必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地における公共施設等の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、住宅地における良好な居住環境を確保するため、必要な道路、公園、下水道等の公共施設及び学校、病院等の公益的施設の整備の促進に努めるものとする。

(市街地の再開発による中高層住宅の建設等)

第十七条 国及び地方公共団体は、市街地の再開発により、土地の利用の合理化及び高度化を図り、中高層住宅の建設及び居住環境の整備を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地区の改良)

第十八条 国及び地方公共団体は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、当該地区の居住者等に対して低廉な家賃で賃貸する改良住宅の集团的建設を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

第五章 住宅災害に関する施策

(住宅の災害からの保護)

第十九条 国及び地方公共団体は、住宅を災害から保護するため、急傾斜地、地盤沈下の著しい地域等において宅地の造成、住宅の建設等の行為を禁止し、又は制限する等の措置を講ずるとともに、耐火耐震建築物の建築を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の復興の促進)

第二十条 国及び地方公共団体は、災害を受けた住宅の復興を促進するため、災害を受けた住宅の補修又は当該住宅に代わるべき住宅の建設等を行なう者に対し、その費用の一部につき補助を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等

(住宅及び宅地の取引の公正の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、住宅及び宅地の取引の公正を確保するとともに、住宅及び宅地の利用を促進するため、住宅及び宅地の取引に關する事業の適正な運営を図る等必要な施策を講ずるものとする。

第七章 行政組織の整備等

(行政組織の整備等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、住宅に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、住宅行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十五年五月一日印刷

昭和四十五年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局